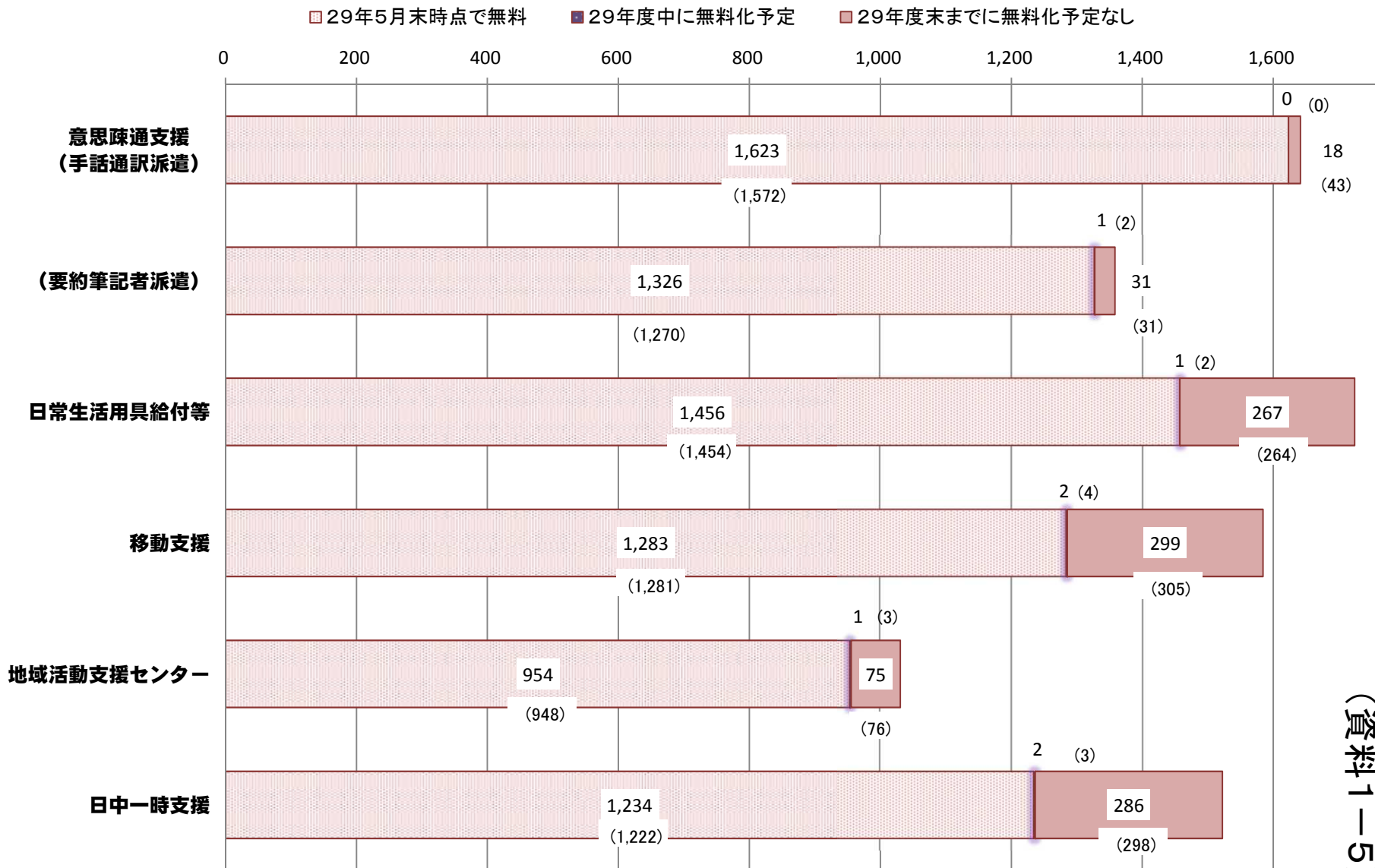


地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成29年度)



(資料1-5)

※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。

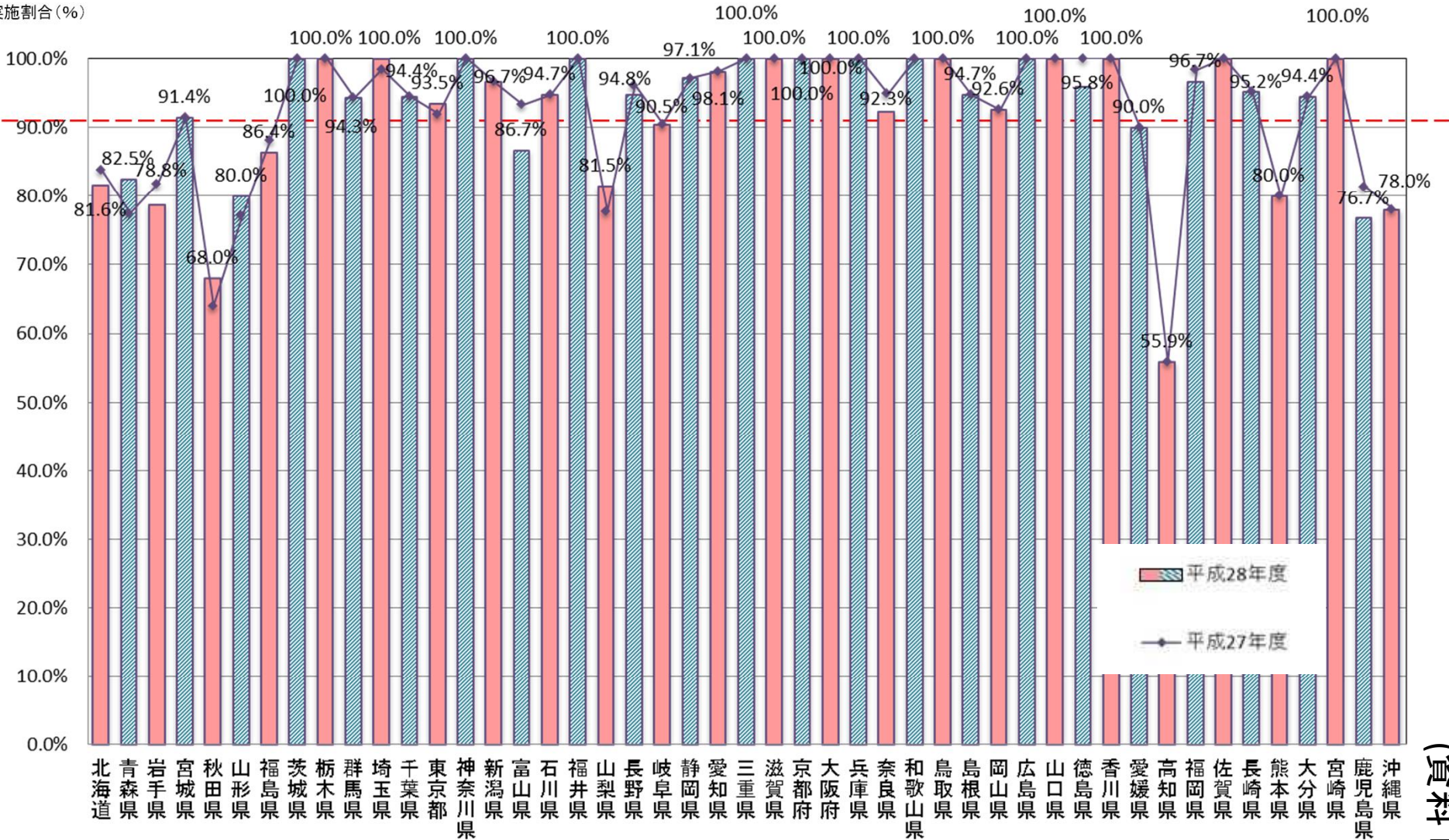
※事業名の下の数値は市町村数。(意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数)

※()内は前年度の実績。(前年度実績における凡例は「28年5月末時点で無料」、「28年度中に無料化予定」、「28年度末まで無料化予定なし」)

移動支援事業の実施状況(平成28年度)

全国
91.0%
(前年度 91.3%)

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1584市町村／1741市町村(平成29年3月31現在)で、実施割合は91.0%である。



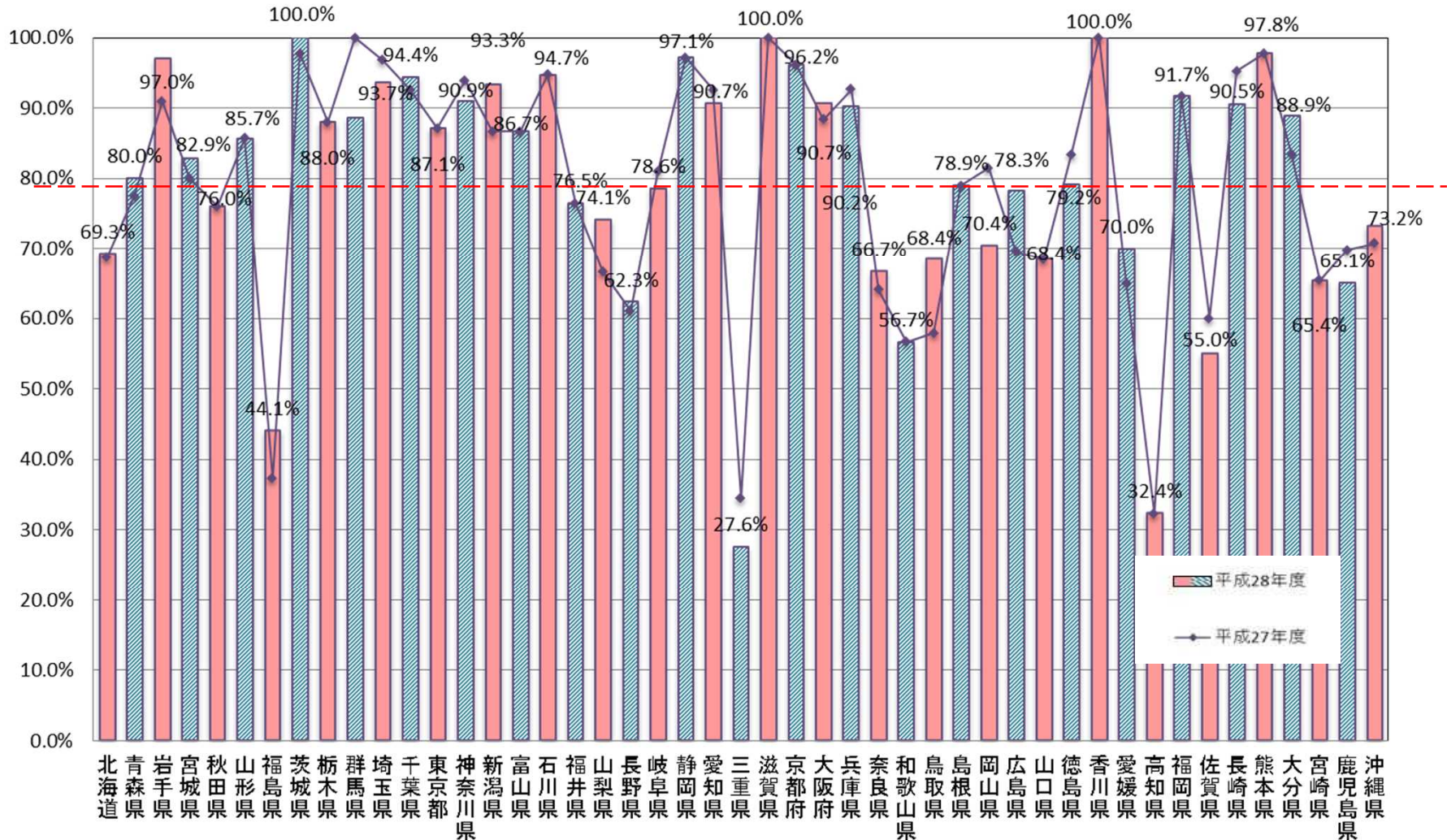
※数値は平成28年度値。
※各自治体からの実績報告(平成29年9月末日時点)に基づき自立支援振興室において集計したもの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況(平成28年度)

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,369市町村／1,741市町村(H29.3.31現在)で実施割合は78.6%である。

全国
78.6%
(前年度 78.3%)

実施割合(%)



※数値は平成28年度値。
※各自治体からの実態調査報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

理解促進研修・啓発事業の取組事例

※ 平成28年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より

実施形式	実施事例
① 教室等開催	<p>障害特性(精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など)を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。</p> <p>聴覚障害者協会及び手話サークルが講師となり、学校や自治会単位の地域のグループを対象に、市民手話講習会を実施。聴覚障害者のコミュ乳ケーション方法や生活上の困りごとを学んだ上で、簡単な手話を学ぶ。聴覚障害者の実体験を知ることで、障害があるということを考える機会を提供すると共に、手話に対する理解、啓発を図る。</p> <p>学区や地区単位で、地域住民に対し、同地域に在住している障害当事者や障害者の家族が講師となり、当事者の生活の紹介や障害者の地域生活また生活課題を具体的に紹介する研修会を開催。</p> <p>小学校及び市民グループ等に対して、訪問啓発型講座(出前講座)として、障害当事者による講話、障害体験(車椅子、点字、アイマスク等)、手話等の講座を実施した。</p> <p>小学校における授業の一環として、様々な伝達方法を児童とともに考えることでコミュニケーションを取ろうとする意欲、伝え合うことを大切にすることを育み、手話学習を通して、障害者理解を促進する。</p>
② 事業所訪問	<p>地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。</p> <p>近隣の2市2町合同開催し、地域の障害福祉事業所を西ルートと東ルートに分け、施設の見学を行うとともに施設の方からの説明を聞きながら、障害者の施設での様子を見学するバスツアーを開催した。開催の募集に当たっては、各町内科医への回覧チラシの配布やケーブルテレビでの開催告知、参加者募集を行った。</p> <p>小学生が就労サービス事業所を訪問し、職員から事業所の説明を受けた後に、施設内の見学や作業体験、障害に関するクイズを行った。本件について、報道機関に情報提供した結果、テレビのニュースや新聞に掲載されるなど、広く市民への周知にもつながった。</p>
③ イベント開催	<p>有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。</p> <p>パラリンピック種目として話題になったポッチャの体験会や、誰もが弾ける楽器として有名なヘルマンハーブの体験会などを開催し、障害がある人もない人も楽しめるような交流会を複数回開催した。</p> <p>ポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいを介して、障害のある人と障害のない児童の交流会を開催した。市広報やホームページに掲載し広く周知を図ったほか、規模の大きいイベントと同時に開催し、回遊できるよう工夫した。</p> <p>障害のある人と障害のない人が共に楽しむためのイベントを開催し、障害のある人の生活を体験できるようなコーナーではスポーツやゲーム形式にし、多くのブースを回ってもらえるようスタンプラリーを実施するなど工夫した。</p> <p>地域交流事業として、学校や校区福祉委員会と協力し、月に1度地域住民と障害者が集うイベントを開催した。内容は、地域小学校の吹奏楽演奏会や、地域の公民館等で活動するサークルのマジック発表会、また障害当事者によるピアノコンサートなど、地域住民と障害者が集える機会を実施した。チラシ配布や、ケーブルテレビにより、参加呼びかけを実施した。</p>
④ 広報活動	<p>障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p> <p>市と障害者団体が連携し、啓発事業として、市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ、広報誌、またFMラジオを活用し周知を図る。</p> <p>市内の大型商業施設等多くの住民が集まる場所において、授産製品や障害者理解を深めるチラシを障害福祉サービス事業所の利用者等で配布した。</p> <p>視覚障害者が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図(白杖SOSシグナル)について、見かけた際に積極的に声を掛けてサポートする白杖SOSシグナル運動として、リーフレット等の作成配布、また駅掲出用パネルの作成を行う。市広報やホームページにおいて普及を図るとともに、情報誌や新聞、テレビ、ラジオを通じて啓発を行う。</p>
⑤ その他の形式	<p>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。</p> <p>障害者等が必要な支援を求めするために携帯するカード(ヘルプカード)を作成し交付する。障害のある方がそれを携帯することで、本人や家族の不安軽減を図り、また地域住民へ普及啓発を行うことにより、障害者理解の促進を図る。</p> <p>多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「アイサポーター」を育成するため、講座、説明会の開催や講話などを行う。</p> <p>市民総合文化祭が開催されている会場の一角にブースを設け、食料品や小物雑貨を製造、販売している複数の障害者施設が出店を設けた。その際、施設の活動状況等をパネルで紹介し、障害者理解を促進した。会場の入り口付近にスペースを確保し、多くの市民へアピールできるよう工夫した。</p> <p>特別支援学校高等部の卒後の進路決定等にあたり、その児童及び保護者等向けの福祉事業所合同説明会を実施することで、障害福祉サービス制度や市内の福祉事業所を知る場を提供するとともに、より障害のある方に適したサービスや事業所を選択できるよう支援する。</p>

自発的活動支援事業の取組事例

※ 平成28年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より

実施形式		実施事例
① ピアサポート	障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を行う。 ・障害当事者が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を行う。また地域を越えての交流も実施しており、情報交換や、新しい人間関係を作る機会となっている。 ・障害当事者やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、相互に情報交換や悩みの共有、また交流を促進する活動を行う。
② 災害対策	障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難体験会や防災講演会を開催する他、防災の手引き、福祉避難所が開設された際に運営が円滑に行われるためのマニュアル作成を行う。 ・災害事例をもとに、障害者の避難や避難後の生活等をテーマとしたグループワークを行う等の活動を支援する。 ・障害者等に対して災害時の支援に必要な情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成する。併せて、地域の機関・団体に理解を得ながら、見守りネットワークの構築を図る。
③ 孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者が地域で孤立することがないように見守り活動等を行い、またその活動により地域住民の障害福祉に対する意識高揚を図る団体に対して補助する。 ・日中支援を受けることが出来ない日程等において、障害当事者(日中支援を受けていない方も含む。)同士が交流する機会を設ける。 ・在宅で生活している障害者宅を訪問し、日頃の状況を把握するほか、地域や関係機関との関わりを持てるような支援を行う。
④ 社会活動支援	障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・お祭りなど、地域のイベントに参加する機会や、祝日に近隣住民と交流する機会を設けることにより、障害当事者の社会参加や交流活動を促進する。 ・障害児者が日常生活・社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害児者の家族や地域住民が取り組む交流活動を支援する。 ・障害当事者が自ら地域住民に対して行う、障害に対する理解を求めるための啓発活動等を支援する。 ・障害当事者がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃活動を行う。
⑤ ボランティア活動支援	障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者本人やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室、ボランティア育成講座を開催する。 ・ボランティア入門講座を開催し、視覚障害者との交流や視覚障害者を支えるボランティア活動としての点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を通じ、視覚障害者への理解を深める。 ・音訳のボランティア活動を実施する団体が、音訳CD等を作成し配布する。また、ボランティア養成講座を開催するなどして、担い手の獲得・育成を図る。
⑥ その他形式による支援	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者による物品販売や、その他自発的に実施する活動を地域住民に報告する機会を設けることで、社会参加や交流、外出意欲の向上を促す。 ・障害当事者が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方へ、困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、働く機会を設ける。 ・障害当事者、その家族と地域住民が、物づくり体験、社会見学等を実施する。相互にコミュニケーションをとり、理解・親睦を深める。

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

※ 平成29年度地域生活支援事業費等補助金「心のバリアフリー」推進事業協議書より



実施事例
ヘルプマーク、ヘルプカードを作成し、管内市町村等公共機関で住民から市町村へ申請することにより、配布する。また、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及啓発用ポスターやリーフレットを作成し、それを交通機関等に対し掲示、配布依頼を行う。併せて合理的配慮の呼びかけとして、合理的配慮啓発リーフレットの配布、また県広報紙の作成配布等を行う。更に、普及の取組について、報道機関へ取り上げてもらうよう働きかけている。
東京都が開発したヘルプマークを作成・配布し、援助を得やすくなるよう、東京都と連携して交通事業者に働きかける等、普及啓発に取り組む。
東京都が作成したヘルプマーク等についてのリーフレット等を作成し道民あて配布(配布は市町村に一任)、関係機関と連携した普及啓発を実施する。道内全市町村においてヘルプマーク等の配布制度が導入されるよう支援し、道内のどこであってもヘルプマーク等が活用される環境整備を図る。ヘルプマーク導入初年度に各市町村に対してヘルプマークを配布し、次年度以降各市町村が主体的に配布するよう環境整備する。ヘルプカードについて、必要とする方が自身で作成できるよう、その様式を道のホームページに公開する。
「外見からは障害のあることが分からない人で配慮等を必要としている人」が身に着けることで配慮等を必要としていることを示すヘルプマークを作成配布する。
障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践する「あいサポーター」を養成する。「あいサポーター」養成のために研修を行うため、研修DVDを作成する。 また、配慮を必要としている障害者の方にはヘルプマークを交付し、支えられる双方向の関係がスムーズに展開されるような仕組みを構築する。
あいサポーター研修、地域実践塾、公開講座、あいサポートメッセンジャー養成研修を開催する。市町村等とも協力して、県民への施策啓発の広報及び他県との連携を図る。また、あいサポート企業・団体認定や障害者週間におけるあいサポート運動の啓発を行う。障がい者理解パンフレット、リーフレットの改訂版を作成する。
あいサポート運動を実践する県民(あいサポーター)を増やすため、県民向け研修を実施する。それぞれの地域であいサポーター研修を実施できる者(あいサポートメッセンジャー)を養成する研修を実施する。あいサポート運動の考え方を普及するための教材・広報資料等を作成する。
県民オール「あいサポーター」として目標を掲げ、「あいサポート企業・団体」の取組支援を実施し、地域や職場でのあいサポート運動のリーダーとなる「あいサポートリーダー(講師)養成研修」及び「就労支援リーダー研修」を実施する。
精神障がい者への偏見や差別解消を図り、精神障がい者が生活しやすい地域づくりを推進するため、ピアサポーターを養成し、専門職及び一般住民に対し精神障がい者の理解促進を図る。修了後のピアサポーターは、各々の就労先等にて、研修の内容をフィードバックする。雇用養成や派遣等の実績があるNPO法人に委託して実施する。
地域における精神障がい者や家族等の援助者として「メンタルヘルスサポーター」を確保するため、養成講座を開催。養成された「メンタルヘルスサポーター」は、当事者等から相談を受ける他、精神障害について地域住民への普及啓発を行うことが期待される。
障害者差別解消のための考え方・対応について、県民に浸透を図る小冊子を作成、公的機関や鉄道会社に設置し配布。地域住民の理解を深める。
障害者差別解消法の啓発動画の車両広告枠での放映を行う。
主な障害の説明や支援事例、また県の取組み等を紹介する障害者理解促進のための専用サイトを運営し、広報啓発に活用する。
県内障害者を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子を作成し、関係団体、民間事業者に配布する。
障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発として、リーフレット及びグッズを作成し広く配布する。
ハートフル専用パーキング利用証制度について、ステッカー掲示等により適正利用推進、それをきっかけとしてお互いの心を思いやる「心のバリアフリー」が県民に醸成される。また、施設のバリアフリー状況を絵記号で示すバリアフリー表示証により、整備状況の情報発信を行う。誰もが利用しやすい整備・配慮を意識するきっかけとなり、「心のバリアフリー」推進に寄与される。
共生フォーラムを開催し、当事者又はその家族等を講師に招いての基調講演等を行うことで障害者理解促進を図る。また、パラリンピック出場者のトークイベントや、ワークショップ等予定している。
小中学生が視覚障害者支援センターを訪問し、職員の講話、点字体験および障害者への接し方などを学習する。また、視覚障害者支援センター職員、視覚障害者協会役員、ボランティアなどが小中学校に赴き、講話、点字体験、障がい者への接し方などを指導する。その他、夏休み期間中に小学生とその保護者を対象にした盲導犬体験教室を開設し、盲導犬の理解促進を図る。
知的障害者が自らの意志で生活のあり方を選択し、自立した生活を送れるよう、知的障害者の本人活動を支援するための事業(大会開催)を実施。本人大会、役員会、交流会、勉強会等にて、防災の知識を学ぶ・就労の好事例等を情報共有する等行い、地域でともに生活できる力を身につける。
商業施設等において障害の疑似体験や障害者施設製品、作品展示のイベントを行う。
県とNPOとの協働事業(NPOへ委託)として、心のバリアフリーを広めるための取組(特に、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組)として、委託先NPOが地域住民と障害のある人が共に参加できる事業(シンポジウムや作品展等)を行いながら、障害についての知識及び理解を深め、差別の解消を図る事業を行う。

障害者に関するマークについて

○順 不 同

名 称	概 要 等	連 絡 先
障害者のための国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
盲人のための国際シンボルマーク 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://ncwbj.or.jp TEL : 03-5291-7885

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援 振興室</p> <p>TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・ モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html</p> <p>TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p> <p>TEL：080-4824-9928</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター http://www.social.or.jp/itcenter/</p> <p>TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155</p>
<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>  <p>(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm</p> <p>TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613</p>



ヘルプマークのJIS(案内用図記号)への追加について

ヘルプマークのJIS(案内用図記号)への追加について

ヘルプマークは、東京都が「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」です。

平成29年7月20日に、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号(JIS Z8210)の規格が見直され、その中に「ヘルプマーク」が追加されました。

配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後ヘルプマークが今以上に活用されていくこととなります。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

トピックス



(ヘルプマーク)

■ [東京都の関連ホームページ](#)

■ [経済産業省の関連ホームページ](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

学校における交流及び共同学習の推進について
～「心のバリアフリー」の実現に向けて～

平成30年2月2日

心のバリアフリー学習推進会議

はじめに

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。

当該改正等を踏まえ、平成 20 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領、平成 21 年 3 月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部、高等部の特別支援学校学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習の実施が位置付けられた。

また、平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会において取りまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要であると指摘された。

文部科学省においては、平成 27 年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」等により、交流及び共同学習の全国的な推進と普及に取り組んでいる。また、平成 29 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領及び同年 4 月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の特別支援学校学習指導要領において、引き続き、交流及び共同学習の充実を図るよう規定したところであり、今後改訂予定の高等学校及び特別支援学校高等部の学習指導要領においても、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申に基づき、同様に規定する予定となっている。

平成 29 年 2 月には、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として取りまとめられた。

本計画では、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成 30 年度以降実施する具体的な取組について結論を得ることとされた。

これを踏まえ、本会議が設置され、学校における「心のバリアフリー」の教育を推進するため、交流及び共同学習の推進や関係者によるネットワーク形成に関する方策について、平成 29 年 7 月から 5 回（予定）にわたり検討を行い、本報告を取りまとめた。今後、国、地方公共団体（教育委員会及び福祉部局等）や学校等において、本報告を踏まえ、一層の取組の充実が図られることを期待する。

1. 交流及び共同学習の推進

(1) 交流及び共同学習に関する基本的な考え方

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）並びに特別支援学校が行う、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

- このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない児童生徒等にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障害のある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながり、さらに、児童生徒等の成長を通じてその保護者の意識の向上も促すなど、社会における「心のバリアフリー」の実現に資するものである。

(関係者の共通理解)

- 交流及び共同学習を行うに当たっては、学校、児童生徒等、保護者、教育委員会や福祉部局等の関係者が、取組の意義・目的等について、十分に理解することが重要である。

- 交流及び共同学習については、各学校において様々な取組が進められているが、取組に対する教職員の意識の差も見られる。児童生徒等の意識を変えるためには、まずは教職員の意識が変わることが必要と考える。また、教職員の中には、取組の重要性は理解していても、どのように取り組めばよいのか分からないという者もいる。個々の教職員の取組に任せるのではなく、学校全体で取組の意義・目的や内容を理解し、また、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携する必要性等を共有した上で組織的に取り組むことが重要であり、継続的に取り組むために、学校評価と関連付けて行うことで、教職員全体の意識の向上につながると考えられる。

- また、児童生徒等に対しては、十分な事前学習と事後学習により、取組のねらいと成果や課題等を明確にするとともに、保護者に対しても丁寧な説明や情報提供を行っていくことが重要である。

(各学校段階における考え方)

- 「心のバリアフリー」を実現するためには、幼児期からの経験の積み重ねが重要であると考え。幼稚園や保育所等の段階から障害のある幼児と障害のない児童生徒等が交流や協働する機会を設けるとともに、小学校教育の段階においては、全ての児童が継続した交流及び共同学習を経験することで、障害や障害のある人への理解、いわゆる障害者理解の基礎が培われると考える。

- なお、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部と学校段階が進むにつれて、部活動や進路指導等による学校の多忙化に加え、参加する生徒においても初対面の相手に対する気恥ずかしさなどの心身の成長に伴う意識の変化が見られることなどにより、意欲的に取り組む生徒が減少する状況も見られる。中学校・高等学校段階においても、生徒の発達の段階に考慮しつつ、継続して取り組むことが重要である。

(2) 現状と取組の方向性

- 文部科学省の交流及び共同学習に関する調査¹によると、平成28年度に特別支援学校と学校間交流を行った小学校は16%、中学校は18%、高等学校は26%となっている。また、居住地校交流²を行った小学校は37%、中学校は23%、高等学校は4%となっている。
実施していない理由は、小・中学校では「近隣に交流できる特別支援学校がない／地域に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒がいない」との回答が多いが、学校段階が進むにつれて「教科等の時数を確保することを優先している」との回答が増加している。

- また、同調査結果では、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を行った小学校は81%、中学校は80%³となっており、特別支援学級を設置している小・中学校が8割強であることを踏まえると、特別支援学級を設置している学校のほとんどにおいて交流及び共同学習を実施している状況が見られる。

(取組に当たっての充実方策)

- 現在各学校で行われている交流及び共同学習においては、教育課程の連続性や学校生活との関連性に欠け、単発の交流機会にとどまってしまっている場合や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多く見られる。

¹ 「障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果」(平28年度実績)(文部科学省)

² 小学校、中学校、高等学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れて行う交流及び共同学習。

³ 本調査結果の母数には、特別支援学級が設置されていない小学校(17%)、中学校(17%)が含まれている。

- 交流及び共同学習を、いわゆる通常の授業ではなく、スポーツや文化芸術活動を通じたイベントのような形で行うことは、これまで交流及び共同学習に積極的に関わっていなかった児童生徒等や保護者などに対して、交流及び共同学習への関心を高める効果があると考えられる。一方で、準備や実施に多くの時間や費用がかかることから、このような活動のみで継続して取り組んでいくことは難しい面がある。
- 交流及び共同学習を継続して取り組んでいくためには、各学校が、交流及び共同学習によって児童生徒等のどのような資質・能力を育成するのかを明確にした上で、年間を通じて計画的に取組を進めていくことが重要であり、教育課程を編成する際に、各教科等において効果的に交流及び共同学習の機会を設ける必要がある。交流及び共同学習は、スポーツや文化芸術活動などのイベントのような形でなくとも、道徳、総合的な学習の時間、特別活動や各教科など、様々な授業を活用して行うことができる。
- 障害について形式的に理解させる程度にとどまっていたり、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が単に一緒に過ごしたりする程度にとどめることなく、児童生徒等が主体的に取り組む活動に発展させ、児童生徒等がお互いの正しい理解と認識を深め、その後の日常の生活における行動の変容を促すものにする必要がある。
- 交流及び共同学習を、その場限りの活動だけで終わらせないためには、児童生徒等に対する十分な事前学習と事後学習を行うことが重要である。

事前に、児童生徒等がお互いについて学び、知るとともに、取組のねらいを明確にしておくことで、児童生徒等が主体的に取り組む充実した交流及び共同学習にすることができると考えられる。

活動を実施した後には、事後学習も重要になる。単に参加できたかどうか、楽しかったかどうか等にとどまらず、児童生徒等の意識や態度にどのような変化があったのか、ねらいは達成できたのかなど、交流及び共同学習によってどのような成果が得られたのかを多面的に評価することが重要である。取組の成果や課題を把握し、次回の交流及び共同学習に生かすことで、より充実した活動になっていくと考える。また、活動が終われば指導も終わりではなく、日常の学校生活においても、児童生徒等が交流及び共同学習を通じて学んだことを生かすことができるよう、障害者理解に係る丁寧な指導を継続していくことが重要である。
- 交流及び共同学習の活動の内容については、児童生徒等の心身の発達の段階及び障害の状態や特性等に応じて考えることが必要である。障害のある児童生

徒等と障害のない児童生徒等が同じ場で共に活動できない場合であっても、文通や作品の交換をしたり、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTを活用してコミュニケーションを深めたりするなどにより、交流及び共同学習を進めることができる。

- 交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように異なる学校の児童生徒等が行う場合と、小・中学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の児童生徒等が行う場合があり、それぞれの学校や地域の状況に応じて、継続的に実施できる方法を選択し、又は組み合わせて行うことになる。
- 小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携し、交流及び共同学習を行う場合、両校の教育課程等の調整に時間を要し、取組が予定どおり進まないとの声もある。取組を開始する際には、このような状況も起こり得るが、両校が十分に相談の上、柔軟に教育課程を設定し、あらかじめ年間指導計画の中に位置付けて、毎年計画的に取り組んでいくことで、そのような調整の時間は次第に減少し、継続的な取組として根付いていくと考えられる。
- 居住地校交流は、特別支援学校に在籍する児童生徒等やその保護者の意向も踏まえて行われるものであり、また、実施に当たっては保護者の協力も必要になる場合もある。実施に当たっては、児童生徒等や保護者、児童生徒等が在籍する特別支援学校と児童生徒等が居住する地域の小・中学校等などの関係者が、居住地校交流の意義・目的、実施の方法や役割分担等について十分に理解していることが必要である。教育委員会においては、これらの関係者に丁寧に説明を行うとともに、保護者と学校間や交流を行う学校間の連絡調整が円滑に行われる仕組みを構築することが必要と考えられる。
- 一部の地域においては、居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置き、居住地域との結びつきを強める仕組みを設けており、このような取組は、居住地校交流を推進する上で重要な意義がある。教育委員会においては、このような仕組みも活用し、交流及び共同学習をさらに推進していくことも考えられる。
- 学校内で実施される通常の学級と特別支援学級間の交流及び共同学習は、特別支援学級が設置されているほとんどの学校で行われているが、学校間交流に比べて、教育課程の位置付けや時間割などの調整が容易であり、交流及び共同学習の時間を確保しやすいことから、内容・時間の両面から一層の充実を図ることが期待される。また、交流及び共同学習の時間だけではなく、学校教育全体において通常の学級と特別支援学級の児童生徒等が共に活動する時間を積極的に設けることで、交流及び共同学習の効果を高め、教科等横断的な視点か

ら、児童生徒等の意識や行動の変容につなげていくことができると考えられる。

(推進体制の構築)

- 前述のとおり、教職員の間では、交流及び共同学習に対する意識や取組状況に差があることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で計画的かつ組織的に取り組んでいくことが必要である。

- そのため、校内において研修会や実施報告会を行い、交流及び共同学習に直接携わっていない教職員も含めて、取組を共有することが重要である。また、交流及び共同学習を進めていくための手続等をまとめて各教職員に共有することで、活動を計画・実施する教職員の負担の軽減が図られるとともに、人事異動等があっても組織として引き継いでいくことができる。

- また、学校間の連携を円滑に行うため、学校間のやりとりを補助する外部人材を活用することも考えられる。例えば、退職した教職員や社会教育関係者が学校間の調整を担っている事例がある。また、居住地校交流について、地域の民生委員・児童委員が学校と保護者の間の連絡を調整した事例もあり、このように福祉部局と連携することで円滑に取組が進む場合がある。

- 前述の文部科学省の調査によると、小・中学校等において、学校間交流や居住地校交流の調整を行うのは、「学級担任」又は「特別支援教育コーディネーター」との回答が多く、「教育委員会の担当者」と回答した学校は1～2%程度に過ぎない。

学校によって交流及び共同学習の取組状況は異なるとともに、新たに取組を進める場合は特に、開始するまでの調整等の負担が大きい。また、両校の設置者が異なる場合もある。これらのような場合などには、学校間の調整に当たり、教育委員会が積極的に指導や助言等を行い、必要に応じ、学校と協力しつつ直接調整を行うことが望ましい。

また、学校においても、教育委員会が交流及び共同学習について指導や助言を行う役割を担っていることを意識することで、各学校が交流及び共同学習を実施するに当たり、「まず誰に相談することで状況を動かすことができるのか」が明確になると考えられる。このことは、後述する「3. ネットワーク形成の促進」に当たっても必要な視点である。

- さらに、教育委員会においては、モデル事業を行っている学校など先進的な学校の取組を、域内の学校に普及するなどにより、各学校において、充実した取組が行われるよう、継続的に指導や情報共有を行っていくことが重要である。

- その際、学校が多様な業務を担い多忙化しており、現在、中央教育審議会において行われている学校における働き方改革に関する検討の状況も踏まえ、学校のマネジメントの観点からも支援を行うことが考えられる。例えば、交流及び共同学習に関する学校間の調整等について教育委員会と学校の役割分担を明確にし、域内で統一的に実施できるものについては、できる限り教育委員会が担うこととしたり、各学校において蓄積された交流及び共同学習の実施に当たってのノウハウをまとめて共有したりすることなどが考えられる。

2. 障害のある人との交流の推進

(1) 障害のある人との交流に関する基本的な考え方

- 小・中学校等が福祉施設等と連携して行う障害のある人との交流は、交流及び共同学習と同様の意義を有するほか、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学ぶ機会になる。
- 特に、近隣に特別支援学校がないなどにより、特別支援学校等との交流及び共同学習を行うことが難しい場合は、このような障害のある人との交流が、児童生徒等にとって「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味を持つ。
- また、学校卒業後における障害のある人の学びの一環として、地域の小・中学校等における児童生徒等との交流を促すことは、児童生徒等にとって「心のバリアフリー」を学ぶ機会となるのみならず、障害のある人にとっても、地域とつながりを持ち、社会参加する絶好の機会となる。障害のある人が個人として学校と交流することは困難なので、こうした取組を進めるためには、教育委員会において、学校教育と障害のある人の生涯学習や文化、スポーツ活動を推進する部局との連携を図ることが重要である。

(2) 現状と取組の方向性

- 文部科学省の交流及び共同学習に関する調査によると、平成 28 年度に障害のある人との交流活動を行った小学校は 40%、中学校は 29%、高等学校は 21% となっている。
実施していない理由は、「近隣に交流できる障害のある人がいるという情報がない」との回答が多く、学校段階が進むにつれて「教科等の時数を確保することを優先している」との回答も増加している。
- 取組としては、地域の障害者支援施設等に訪問し、施設の役割や事業の内容を学び、施設利用者との交流や介護体験等を行う事例や、障害のあるアスリー

トや芸術家等との交流会を学校で開催し、講演や体験活動などを行う事例、公民館等の障害のある人向けの学級等と地域の学校との交流会を開催する事例などがある。このような経験が将来の進学や就労の選択につながった児童生徒等もいるなど、児童生徒等に与える影響は大きい。

- 学校においてこのような取組を行いたいと考えていても、地域のどの施設等に連絡をすればいいのか分からない場合もあり、教育委員会において、福祉部局や教育委員会内の関係部局（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等）などと連携し、このような取組を行うことができる地域の団体・施設の連絡先を整理して各学校に共有することが有効であると考えられる。
- また、厚生労働省では、共生社会の実現に向け、学校や地域住民に対する障害者理解を深めるための研修・啓発等、「心のバリアフリー」を普及するための市町村等の取組を促進している。それらの取組と学校や教育委員会の取組をつないでいくことで、「心のバリアフリー」を社会全体の認識へ広げていくことが期待される。

3. ネットワーク形成の促進

- 学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うにあたり、教育委員会の関係部局（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等）、福祉部局、障害のある人やその支援等に関わる社会福祉事業を実践している社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体など関係者が「心のバリアフリー」の理解を深め、市町村レベルで教育と福祉の連携を具体的に進めるためのネットワークを形成することが重要である。
- このようなネットワークの形成に当たって、教育委員会が果たす役割は大きい。既存の連携の枠組みも活用しつつ、教育委員会が中心となって、関係者の一層の連携を図り、学校だけでなく、地域全体で取り組んでいく体制を構築することが望まれる。
- このようなネットワークは、在学中の交流及び共同学習や障害のある人との交流にとどまらず、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要である。
- 関係者による会議等を設置すれば十分なのではなく、定期的に「心のバリアフリー」に関する取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、

その機能の充実を図ることが重要である。また、地域に「心のバリアフリー」の意識を啓発し根付かせるため、関係者が協力して情報発信等に努めることが期待される。

4. 今後の推進方策

- 文部科学省においては、平成 27 年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」を実施し、教育委員会が主体となり、学校において、交流及び共同学習の機会を設け、各教科等のほか、スポーツ、文化芸術活動等を教育課程に位置付け、障害者理解の一層の推進を図っている。教育委員会においては、国による予算面での支援がある期間だけの取組にならないよう留意しつつ、事業を行っている学校だけでなく域内の全ての学校が、交流及び共同学習が学習指導要領等において教育課程に位置付けられている趣旨を理解し、単発的でなく継続的に実施できるように取組を推進していくことが必要である。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「心のバリアフリー」を普及する大きな契機の一つと捉え、国においては、2020 年に向けて本事業の取組の充実を図り、全国にその成果を普及していくべきである。
- また、交流及び共同学習を推進するに当たり、これまであまり実施したことがない教職員も取り組みやすいようなガイドラインが必要である。文部科学省が作成し、ホームページ等で公開している「交流及び共同学習ガイド」については、作成から時間も経っており、学校現場への普及状況も改善が必要と考えられることから、平成 30 年度中に、掲載事例を更新するなど、学校が活用しやすいものに改訂し、再度考え方や進め方の周知を図るべきである。
- 教育委員会において域内に取組を普及する際には、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえ、実施に当たっての教育委員会と学校の役割分担の見直しや明確化、各学校において蓄積された取組のノウハウの共有など、学校のマネジメントの観点からも支援を行うことが必要である。
- さらに、交流及び共同学習に関する情報提供を進めるため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所がホームページ等で公開している実践事例等を充実させ、教職員等が活用しやすいものとしていくことも有効と考える。
- 国や教育委員会においては、交流及び共同学習は学習指導要領等において教育課程に位置付けられていることを踏まえ、教職員の交流及び共同学習に対す

る意識をより一層向上させるため、様々な研修の機会において、交流及び共同学習を計画的に取り上げることが望ましい。また、研修の場などを活用して、特別支援学校と小・中学校等の教職員が交流し、相互に理解を深めるようにすることが重要である。

- 障害のある人との交流に当たっては、教育委員会において、福祉部局や教育委員会内の関係部局（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等）などとの連携により、各学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理して共有するなど、各学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進すべきである。

- また、このような取組を進めていくためには、教育委員会や福祉部局、学校、社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体等において、市町村レベルで教育と福祉の連携を具体的に進めるためのネットワークを形成することが重要である。そのため、教育委員会が中心となって、関係者の連携を図り、地域全体で「心のバリアフリー」を実現する体制の構築に取り組むことが重要である。

おわりに

学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うことは、近い将来に社会を担う子供たちの「心のバリアフリー」を育むだけでなく、子供たちを通してその保護者や活動に関わる関係者の障害者に対する理解を促進し、ひいては社会全体の意識を変えることにつながる。

本報告は、各学校の取組が、真にその目的を達成するものとなるよう、国、地方公共団体の教育委員会や福祉部局等、学校等の全ての関係者に共有してほしい基本的な考え方や今後の推進方策について取りまとめたものである。

本報告を踏まえた取組が確実に行われるよう、文部科学省においては、今後も定期的な実態調査の実施等により継続して各教育委員会や学校等の取組状況等を把握するとともに、継続して課題解決のための検討を行い、よりよい取組となるよう不断に取り組んでいくべきである。

心のバリアフリー学習推進会議の開催について

平成29年7月4日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

平成29年2月20日、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が取りまとめられ、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策がまとめられた。

その中で、学校教育において「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記された。

このことを踏まえ、標記会議を設置し、平成30年度以降に実施する具体的な取組について検討する。

2. 検討事項

学校教育の中で、①障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習並びに②障害のある人と子供の交流を促進するために、各自治体における関係者のネットワークづくりの促進をはじめ、国、自治体、学校関係者が実施することが必要な取組について検討する。

3. 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 期間

平成29年7月4日から平成30年3月31日までとする。

5. 公開等の取扱い

この会議の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報を含む事項等について、会議に諮った上で非公開とすることができる。

6. その他

- (1) この会議に関する庶務は、特別支援教育課において行う。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

心のバリアフリー学習推進会議 委員名簿

青木 英	大田区立御園中学校主幹教諭（特別支援教育推進担当） 情緒障害等通級指導学級担任
伊藤 数子	NPO 法人 STAND 代表理事 株式会社パステルラボ代表取締役社長
伊藤ゆかり	福井県立嶺南東特別支援学校教諭
岩崎 俊雄	全国社会福祉法人経営者協議会相談役 社会福祉法人すぎのこ会理事長
内田美紗子	全国特別支援教育推進連盟（全国特別支援学校知的障害 教育校 PTA 連合会副会長）
小野村 浩	東京都立千歳丘高等学校校長
桑山 一也	東京都立文京盲学校校長
佐藤 友信	江戸川区立東葛西小学校長
外崎 毅	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
浜口 雄二	京都市教育委員会総合育成支援課首席指導主事
笛木 啓介	大田区大森第三中学校校長
本郷 寛	東京藝術大学美術学部教授
増子 恵美	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会職員
村山 孝	東京都立府中けやきの森学園校長
淵上 孝	文部科学省初等中等教育局教育課程課長
中村 信一	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
田仲 教泰	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援 振興室長
(オブザーバー)	
星 祐子	国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員

開催状況

第1回 平成29年7月25日

- ・交流及び共同学習・障害のある人との交流の促進に関する検討事項について
- ・事例発表（外崎委員、伊藤数子委員、伊藤ゆかり委員）

第2回 平成29年8月18日

- ・事例発表（青木委員、岩崎委員、浜口委員）
- ・意見交換

第3回 平成29年9月28日

- ・事例発表（村山委員、星オブザーバー）
- ・交流及び共同学習等実施状況調査の結果
- ・意見交換

第4回 平成29年12月8日

- ・「学校における交流及び共同学習の推進について（素案）」について

第5回 平成30年2月2日

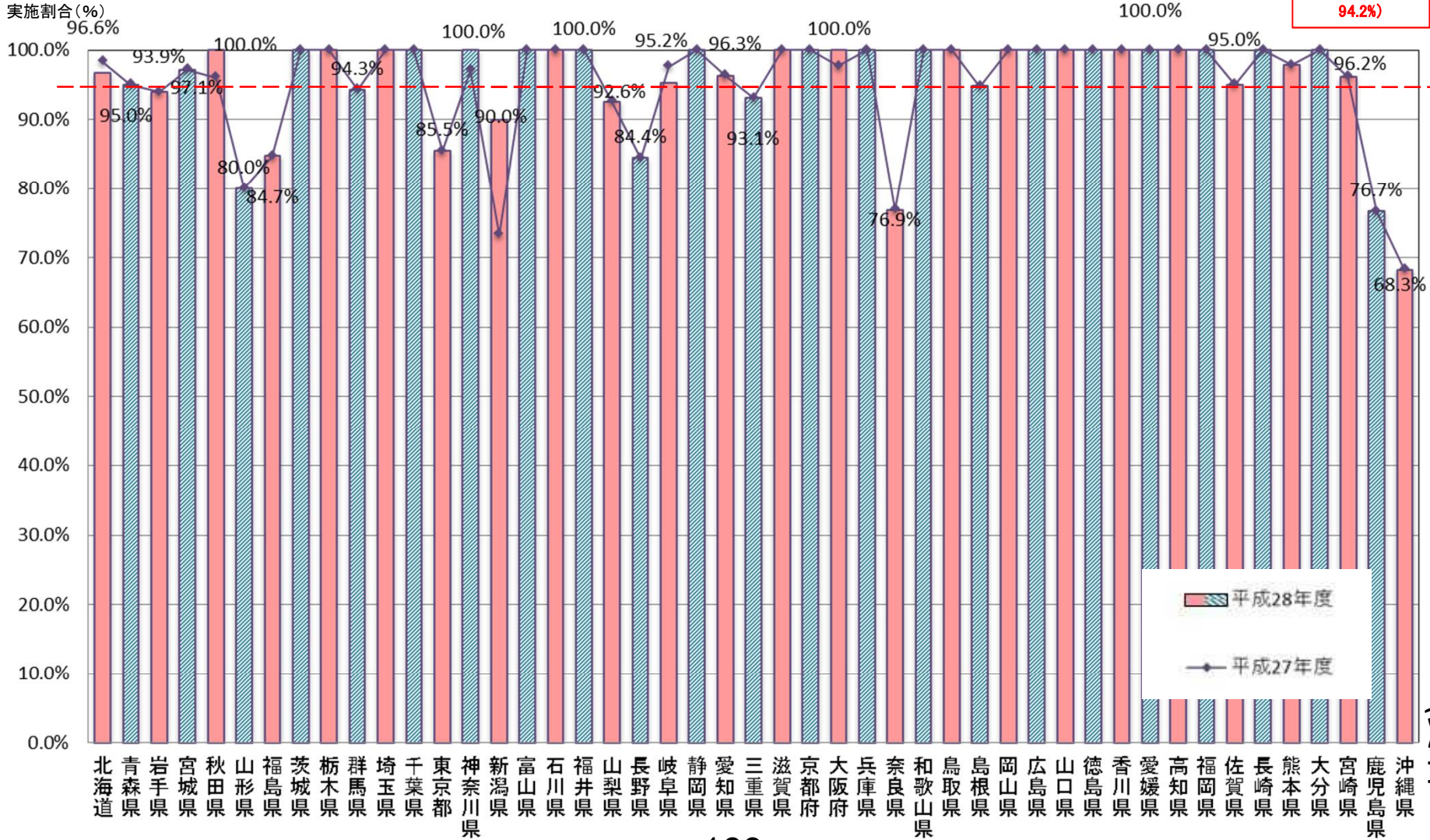
- ・「学校における交流及び共同学習の推進について（案）」について

意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。

○ 全体では1,644市町村／1,741市町村（H29.3.31現在）で実施割合は94.4%である。

全国
94.4%
(前年度
94.2%)



(資料2-1)

※数値は平成28年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

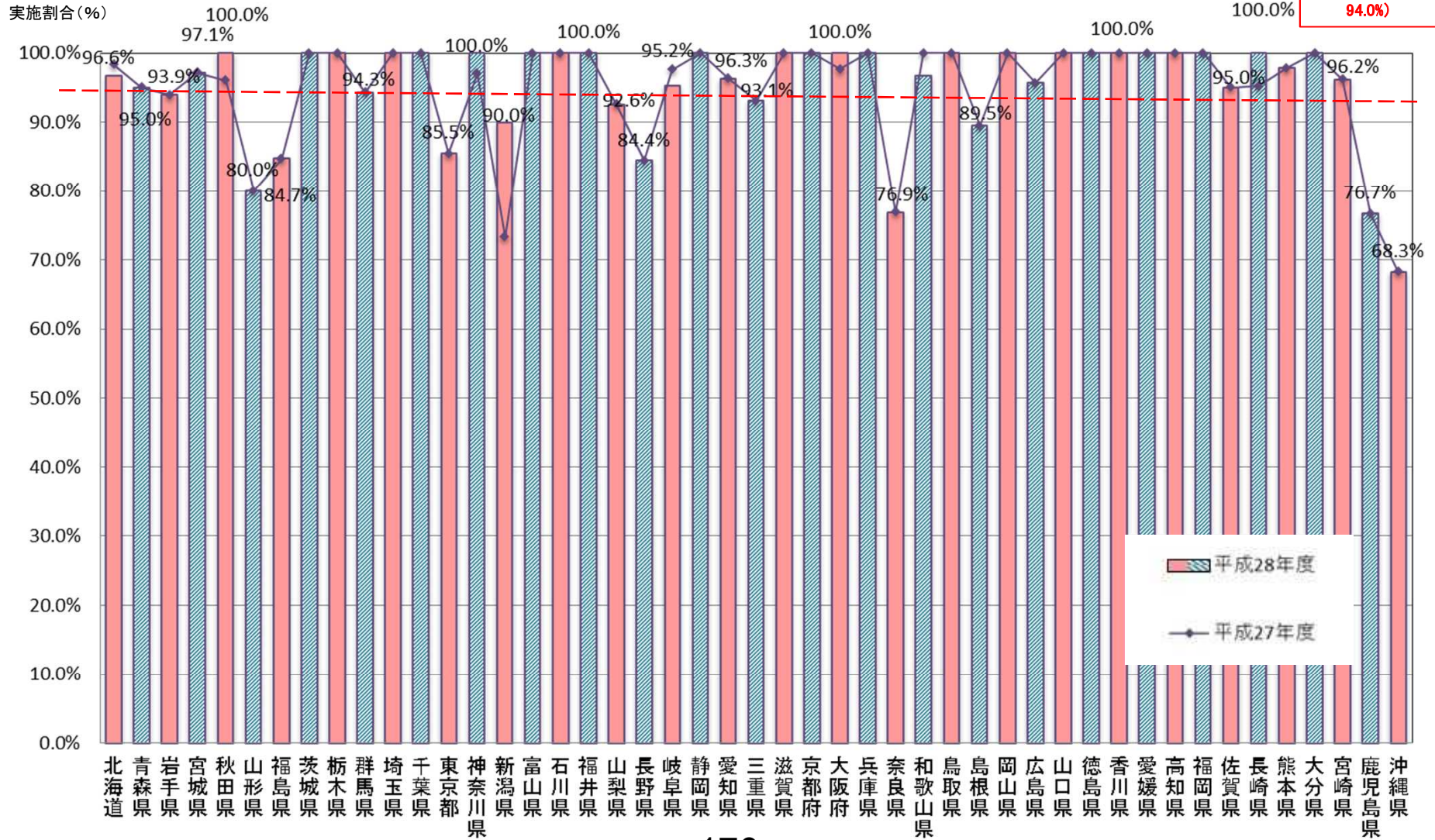
意思疎通支援事業

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。

○ 全体では1,641市町村／1,741市町村(H29.3.31現在)で実施割合は94.3%である。

全国
94.3%
(前年度
94.0%)



※数値は平成28年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

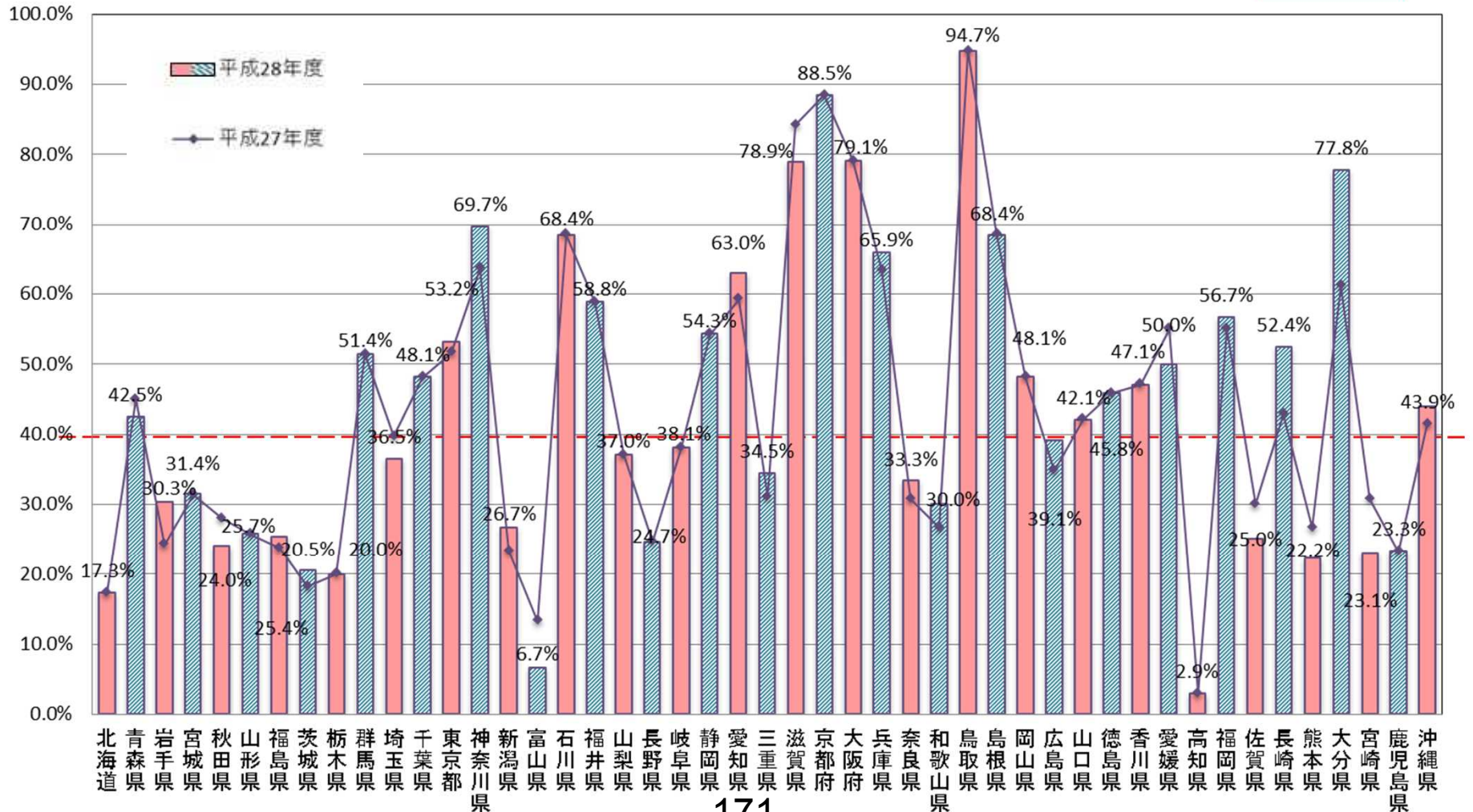
(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。

○ 全体では696市町村／1,741市町村(H29.3.31現在)で実施割合は40.0%である。

全国
40.0%
(前年度 39.4%)

実施割合(%)



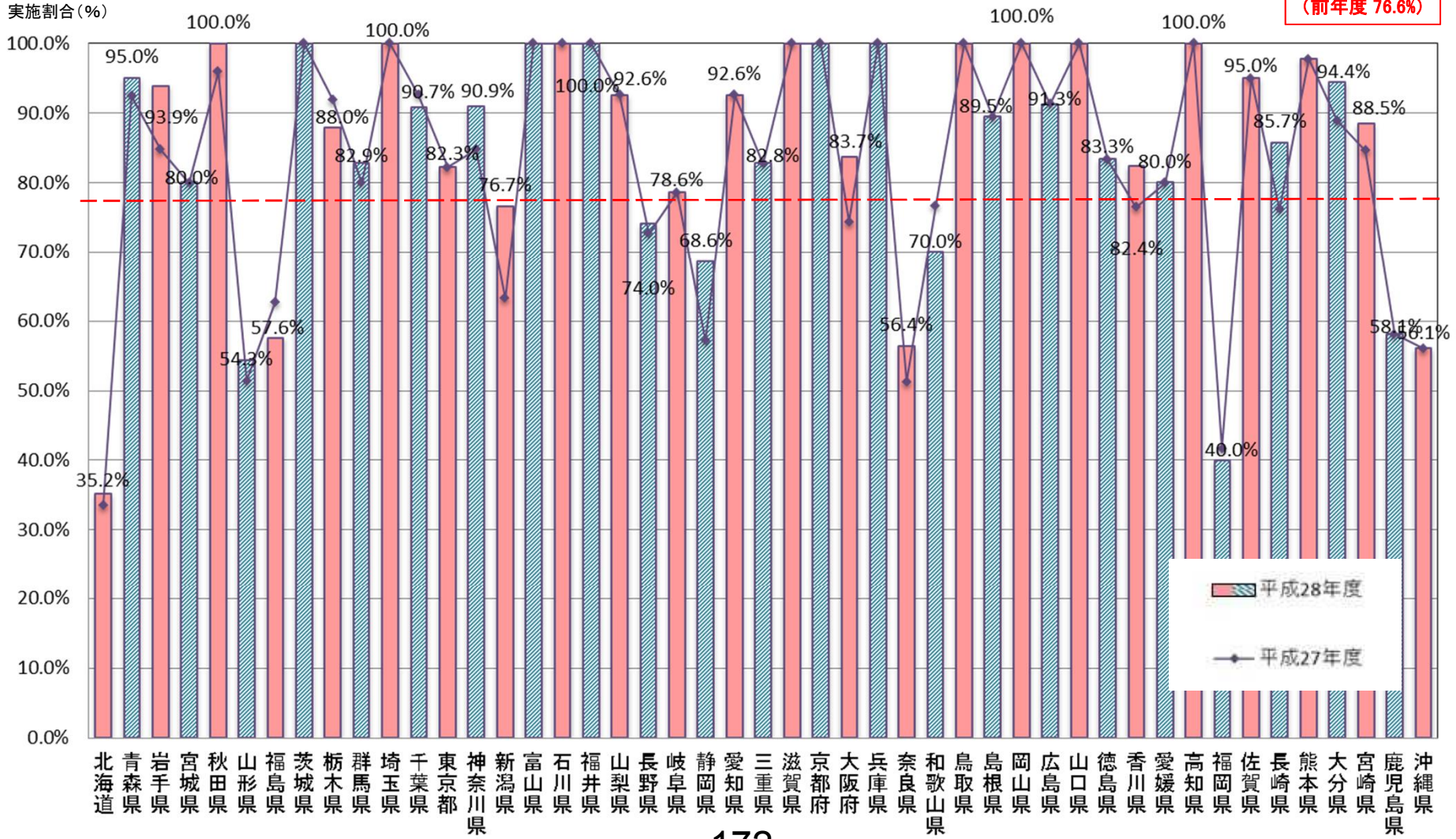
※数値は平成28年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では1,358市町村／1,741市町村(H29.3.31現在)で実施割合は78.0%である。

全国
78.0%
 (前年度 76.6%)



※数値は平成28年度値。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

		平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				修了者 累計	
		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了							
		東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本						
01	北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		12		11		5		5		5	1	5	1	4		4		37	
02	青森県	3		3		1		1		2		2		1	2	1	2					1		1		1		1		11	
03	岩手県	5		5		2		2		2		1		3		2		2		2		2		2		2		2		16	
04	宮城県	1		0		1		1						2		2		2		2		2		2		2		2		9	
05	秋田県	1		1		3		1						2		2		2		2		1		1						7	
06	山形県	1		1		6		6		1		1		3		3		1		1		1		1		2		2		15	
07	福島県	2		2		2		2		1		1		2		2		1		1		1		1		1		1		10	
08	茨城県	3		3		4		4		1		1						2		1					2		2		11		
09	栃木県	6		6		11		11		4		3		3		3		1	1	1	1	1		1					26		
10	群馬県	4		4						1		1		1		1		2		2		1		1		2		2		11	
11	埼玉県	9		9		6		6		6		6		9		9		7		7		2		2		5		4		43	
12	千葉県	5		5		6		4		2		2									1		1		4		4		16		
13	東京都	5		5		2		2		5		5		2		2		7		7		4		4		5		5		30	
14	神奈川県	16		16		8		7		13		11		13		10		12		11		14		13		10		10		78	
15	新潟県	2		2		5		4		4		4		2		2		3		3		3		3		3		3		21	
16	富山県	1		1		3		3		2		1		1		1		2		2		1		1						9	
17	石川県		4		4		2		2		2		2		2		2		2		1		2		2	1	1	1	1	15	
18	福井県		3		3		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2	15	
19	山梨県	1		1		1		1		1		1		1		1					1		1		1		1		1	6	
20	長野県	6		6		2	1	2	1	4	1	4	1	2		2		2		2		3		3		3		3		24	
21	岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	1	4	1	4		4		4	3	1	3	1	1	2	1	2	33	
22	静岡県	3		3		3		3		4		3		1	1	1	1	2		2		1	1	1	1	1	1	1	1	17	
23	愛知県		5		5		6		6	3	4	2	4	1	6		5	1	3	1	3		3		3	1	5	1	5	35	
24	三重県		4		3		6		6		3		3		3		3		2		2		1		1		1		1	19	
25	滋賀県		4		4		4		3		3		3		3		2		2		3		3						18		
26	京都府		5		5		4		4		5		5	1	6	1	6		6		6	2	4	2	4	1	5	1	5	39	
27	大阪府		5		5		10		10		9		9		8		6		12		12		9		9		6		6	57	
28	兵庫県		5		4		5		5		9		9		9		9		11		11		6		6		3		3	47	
29	奈良県		4		3		3		2		3		3		3		2		3		3		3		2					15	
30	和歌山県		4		4		4		4		3		1		4		4				1	3	1	3		5		5	22		
31	鳥取県		4		4		2		2		2		1	1	1	1	1		2		2		2		2		2		2	15	
32	島根県		4		4		3		3		2		1		3		3		2		2		4		4					17	
33	岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	2	3	2	3	1	1	1	1		2		2		2		2	23	
34	広島県		5		5		5		4		4		4		5		4		5		5	1	4	1	4	2	3	2	3	32	
35	山口県		8		8		6		6	2	4	2	4	2	4	2	4	2	5	2	5	1	2	1	2	2	1	2	1	39	
36	徳島県		3		3		2		2		2		2		2		2		2							2		2		11	
37	香川県																					1		1	3		3			4	
38	愛媛県		2		2		1		1		2		2		2		2		2		2		2		2	1	2	1	2	14	
39	高知県		1		1	2		2			2		2		2		2	1		1		2		2	1	1	1	1	1	12	
40	福岡県		5		5		3		3		4		4		4		4	1	3	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2	26	
41	佐賀県		1		1						1		1		1		1		2		2		2		2		1		1	8	
42	長崎県		4		4	1	2	1	2		4	1	4	1	3	2	3	2	2		2		5		5		1		1	25	
43	熊本県		4		3						3		3		2		2		2		2		2		2		2		2	14	
44	大分県		2		2						3		3		2		2		2		2				1		1			10	
45	宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3		3		3	1	1	1	1		1		1		1		1	20	
46	鹿児島県		3		3										1		1		2		2									6	
47	沖縄県		1		1	1		1			1		1		1		1		2		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
		89	90	87	86	81	81	74	78	72	84	66	79	71	91	65	86	64	77	62	76	60	66	59	65	64	52	63	52	998	

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

事業概要

- 失語症者向け意思疎通支援者の養成【都道府県事業】
 - 失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（平成28年度策定）の必須科目（講義12時間、実習28時間）を基本として、支援者の養成を実施する。
- 失語症者向け意思疎通支援者の派遣【市町村事業】
 - 失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。
- 留意事項
 - 養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
 - 各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
 - 失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

事業イメージ

それぞれの役割

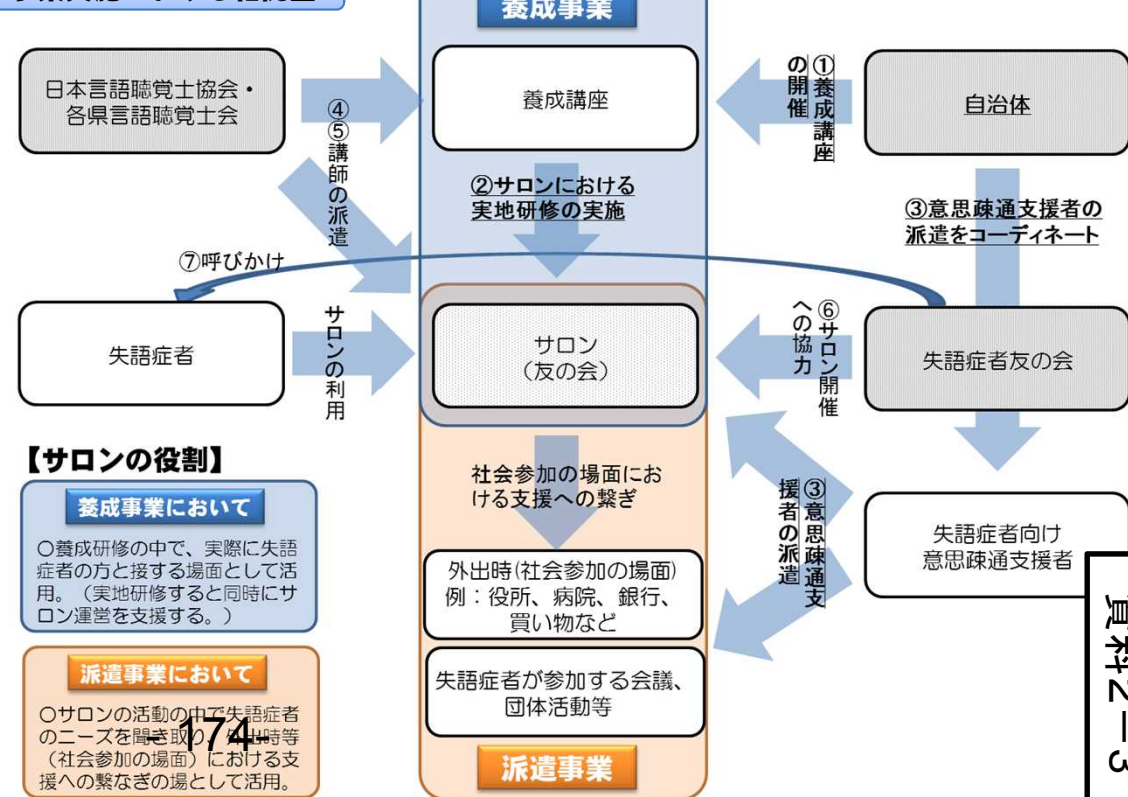
- 自治体**
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成講座の実施
 - 失語症サロンの開催
 - 意思疎通支援者の派遣をコーディネート及び派遣の実施

- 言語聴覚士協会等**
- 失語症者向け意思疎通支援者養成講座への講師派遣
 - 失語症サロンの開催への協力（人的支援）

- 失語症者の会等**
- 失語症サロンの開催への協力（場所の提供、会員への周知等）
 - 地域の失語症者への呼びかけ

連携

事業実施における関連図



聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成29年12月末現在)

都道府県(市)	設置	設置予定等	都道府県(市)	設置	設置予定等
北海道	△(単独事業)	平成29年度	広島県	○	
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県	○		愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市	(○)	埼玉県と共同設置
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△(単独事業)		広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	53	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

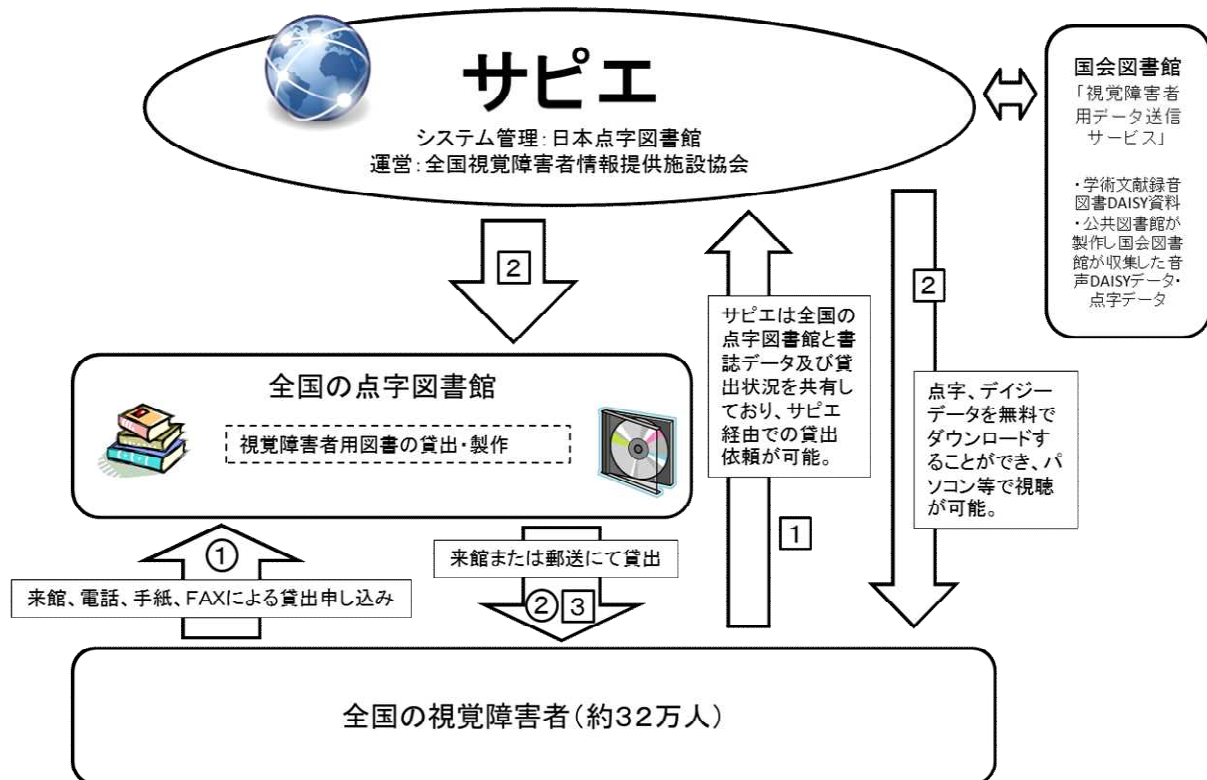
「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約91万件）として広く活用されています。

また、14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



ITサポートセンターの事業取組状況

資料 2-6

都道府県名	実施主体	実施機関	住所	HP等 ¹⁾ 以
1 北海道				
2 青森県	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
3 岩手県				
4 宮城県	株式会社テクノプラザみやぎ	宮城県障害者ITサポートセンター	仙台市泉区高森2-1-40 21世紀プラザ研究センター内1階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
5 秋田県				
6 山形県				
7 福島県				
8 茨城県	茨城県（委託先：社会福祉法人自立奉仕会）	茨城県障害者ITサポートセンター 茨城福祉工場内	茨城県笠間市鯉淵6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9 栃木県				
10 群馬県	群馬県（委託先：パンボラ・サポート群馬）	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
11 埼玉県	特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会	埼玉県障害者ITサポートセンター	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	http://www.normanet.ne.jp/~ww100089/it.html
12 千葉県	千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業団	社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば 社会福祉法人 あかね 特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	千視協：千葉県四街道市四街道1-9-3 あかね：千葉県船橋市本中山3-21-5 トライアングル西千葉：千葉県千葉市稲毛区小仲台2-6-1 京成稲毛ビル205号	千視協： http://www.tisikyjo.jp/it/81-it/77-2012-01-08-03-51-30 あかね： http://akane-net.or.jp/business.html トライアングル西千葉： http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
13 東京都	（委託）社会福祉法人東京コロニー	東京都障害者IT地域支援センター （東京都社会福祉保健医療研修センター1階）	東京都文京区小日向四丁目1番6号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
14 神奈川県	神奈川県（委託先：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）			http://shien-network.kanafuku.jp/
15 新潟県				
16 富山県				
17 石川県	石川県（委託先：石川県身体障害者団体連合会）	石川県障害者ITサポートセンター（石川県社会福祉会館1階）	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
18 福井県	福井県（委託先：一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会）	福井県障害者ITサポートセンター 福井県社会福祉センター内1階	福井市光陽2丁目3-22	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
19 山梨県	山梨県（委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）	山梨県障害者ITサポートセンター 山梨県福祉プラザ1階	甲府市北新1-2-12	http://www.sanshoukyou.net/services/itsupport.html
20 長野県	長野県（委託先：特定非営利活動法人SOHO未来塾）	長野県障がい者ITサポートセンター （特定非営利活動法人 SOHO未来塾）	長野県松本市本庄1-4-10	http://www.sohomirajuku.jp/it_support/
21 岐阜県	（一財）岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション（ソフトピアジャパンセンタービル1階）	大垣市加賀野4-1-7	http://www.f-media.jp
22 静岡県				
23 愛知県	愛知県（委託先：一般社団法人愛知県聴覚障害者協会） 愛知県（委託先：社会福祉法人AJU自立の家） 愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会） 愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋ライトハウス） 愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団）	あいち聴覚障害者センター わだちコンピュータハウス 名古屋聴覚言語障害者情報文化センター 名古屋盲人情報文化センター なごや福祉用具プラザ	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館 名古屋市昭和区下横町1-3-3 愛知県名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1 名古屋市港区港陽1-1-65 名古屋市昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーションビル3階	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/ http://www.aju-cil.com http://www.meishinren.or.jp http://www.e-nakama.jp/niccb http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
24 三重県	三重県（三重県視覚障害者支援センター）	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目	www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25 滋賀県	滋賀県（委託先：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター）	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県草津市大路2丁目11-15	
26 京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ITサポートセンター 京都テルサ西館3階	京都府京都市南区東九条下殿田町70番地	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
27 大阪府	大阪府（委託先：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）	大阪府ITステーション	大阪市天王寺区六万代町3-21	http://www.itsapoot.jp/
28 兵庫県				
29 奈良県	奈良県視覚障害者福祉協会	奈良県社会福祉総合センター内5階	橿原市大久保町320-11	http://www.nasuishin.jp/02.html
30 和歌山県				
31 鳥取県				
32 島根県				
33 岡山県	公益財団法人 岡山県身体障害者福祉連合会	障害者ITサポートセンターおかやま きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）内1階	岡山市北区南方2丁目13-1	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
34 広島県	広島県（委託先：（株）広島情報シンフォニー）	広島県障害者ITサポートセンター（株）広島情報シンフォニー内）	広島県東区牛田新町2丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35 山口県				
36 徳島県				
37 香川県				
38 愛媛県				
39 高知県				
40 福岡県				
41 佐賀県	佐賀県（委託先：特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家）	佐賀県障害者ICTサポートセンター "ゆめくれよん+"	佐賀県佐賀市鍋島3丁目3-20	http://www.ykurevon.com/
42 長崎県				
43 熊本県				
44 大分県				
45 宮崎県	宮崎県（委託先：公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会）	県立視覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号	http://www.miyashishou.jp/
46 鹿児島県	鹿児島県（委託先：社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会）	鹿児島県障害者ITサポートセンター（ハートピアかごしま3階）	鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3階	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/pc-soudan/
47 沖縄県				

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など）
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「1時の放送を聞いて下さい。」など）

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
 ・テレビ（解説放送）
 ・乾電池（ラジオなど）等

・テレビ（字幕・手話放送）、聴覚障害者用情報受信装置（IPTV受信機）
 ・ホワイトボード（設置型、携帯型）
 ・補聴器用電池 等

平成29年12月

平成30年度内閣府防災部門 予算案

平成30年度予算案 6, 232百万円

(前年度予算額 6, 238百万円)

(内 訳)	○災害予防	815百万円	(850百万円)
	○災害応急対応	1, 835百万円	(1, 801百万円)
	○災害復旧・復興	2, 844百万円	(2, 838百万円)
	○その他	739百万円	(749百万円)

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	前年度 予算額	30年度 予算案	対前年 増△減額
○ 災害予防	850	815	△ 35
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	121	115	△ 6
防災を担う人材の育成、訓練の充実	234	217	△ 17
社会全体としての事業継続体制の構築推進	42	41	0
防災ボランティア連携促進	16	15	△ 1
地震対策の推進	188	186	△ 2
火山災害対策の推進	193	183	△ 9
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	49	47	△ 1
防災計画の充実のための取組推進	9	10	1
○ 災害応急対応	1,801	1,835	34
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた首都直下地震対策等に係る取組推進	61	82	21
災害対応業務標準化の推進	22	23	0
防災情報の収集・伝達機能の強化	233	674	441
中央防災無線網の整備・維持管理等	1,175	905	△ 271
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	164	153	△ 11
○ 災害復旧・復興	2,838	2,844	6
被災者支援・復興対策の推進	49	59	9
被災者支援に関する総合的対策の推進	16	13	△ 3
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	1,883	1,882	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	749	739	△ 10
国際関係経費	272	267	△ 5
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	225	221	△ 5
合 計	6,238	6,232	△ 6

(注) 1. 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

2. 前年度予算額の計には、前年度限りの経費を含む。

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、被災者生活再建支援金補助金108億円及び災害救助費等負担金等167億円

※東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例については、今後関係政令を改正し、平成31年3月31日まで延長予定

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

平成30年度予算案 115百万円（121百万円）

事業概要・目的

- 国民の実践的な防災行動定着のためには、様々なチャネルやツールを活用して幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要。
- 内閣府では、防災に関する情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM 防災ジャパン」を通じた発信を行うとともに、防災意識向上の国民運動を推進する仕組みとして、各界各層の団体からなる「防災推進国民会議」や、主に防災に係る業界団体からなる「防災推進協議会」のネットワークを活用し、幅広く普及啓発を展開。
- また、津波防災について、実践的な避難行動がとれるよう意識向上を図る他、企業、ボランティアなど多様な主体が一堂に会し、その取組や知見を発信する場として「防災推進国民大会」を実施する。
- これらを通じて、国民全体に対する実践的な防災行動の啓発を図る。

事業イメージ・具体例

【普及啓発の仕組み】

ポータルサイト

- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約・発信

防災推進国民会議 防災推進協議会

- 各界各層、業界団体等のネットワーク活用

【啓発ツールや機会の提供】

普及啓発コンテンツ

- 共有デジタルコンテンツ
- 防災啓発アイデア表彰
- 各種啓発ツール
- CSR・企業の防災取組事例

津波防災の意識向上

- 実践的避難行動の意識定着
- 津波避難訓練の参加促進
- 「世界津波の日」の普及

防災推進国民大会

- 様々なチャネルを通じた啓発
- 普及啓発ツールの提供

国民全体に対する実践的な防災行動の啓発

期待される効果

- 国民に対するきめ細かな防災知識の普及、防災意識の啓発により、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促されることで地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成30年度予算案 125百万円（131百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国や地方公共団体等の職員に対する研修を行う。また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施する。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行う。
- 国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行う。
- 災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討会を開催するとともに、研修内容及び運営方法の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施する。



(H29年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況)



(H29年度岩手県における研修の状況)

期待される効果

- 国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られる。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となる。

防災ボランティア連携促進

平成30年度予算案 15百万円（16百万円）

事業概要・目的

- 後に「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、ボランティア（約140万人）が復旧復興の大きな原動力として認識され、その後災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める」（平成7年）、「連携に努める」（平成25年）旨規定された。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震の支援活動においても、ボランティアが大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害の対応において、その重要性はますます高まっている。
- こうした現状に鑑み、行政とボランティアの連携の強化、専門性やノウハウを有するNPO等の活動に対する一層のエンパワーメント、発災時だけでなく平時のボランティア活動の促進、さらなる裾野の拡大など様々な課題に対する方策を検討する。

事業イメージ・具体例

- (1) ボランティアの環境整備に関する検討会等
ボランティアと行政など各セクター間の連携や、支援策の在り方等、ボランティアの環境整備に関する課題やその方策について、有識者による検討を行う。また、課題解決のヒントとなる事例調査や、優良事例の情宣など普及啓発活動を行う。
- (2) 連携訓練の実施
発災時に行政がボランティアと連携の取れた対応を行うには、平時からの連携のための場作りが必要であり、発災後を想定した連携訓練を、いくつかの自治体と協働で実施し、対応力を高める。
- (3) ボランティアの交流促進
全国で女性や学生などがボランティアに積極的に参加している事例を発掘、発信を行う他、専門ボランティアから一般ボランティアまで幅広く参加を募り、意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの交流を促進する。

期待される効果

- 首都直下、南海トラフ地震など大規模災害に備え、行政とボランティアの連携、ボランティアの裾野拡大など環境整備を進めることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおけるボランティア活動を推進するとともに、防災力の向上を図ることができる。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成28年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	4	97	1,500円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	2	17	2,500円/時	無
3	岩手県	14	148	1,050円/時	有 (8時間/日)
4	宮城県	5	109	1,200円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	9	22	1,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	12	60	1,500円/時	無
7	福島県	12	64	1,200円/時	有 (10時間/回)
8	茨城県	14	55	1,670円/時	有 (180時間/年)
9	栃木県	15	202	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	7	62	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有 (240時間/年)
11	埼玉県	37	121	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	31	187	1,660円/時	無
13	東京都	131	490	1,700円/時	有 (登録者全体で48,412時間/
14	神奈川県	58	316	1,550円/時 1,930円/時(22時~5時)	有 (80時間/月)
15	新潟県	24	127	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	3	54	1,320円/時	無
17	石川県	5	99	1,890円/時	無
18	福井県	18	27	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	7	78	1,500円/時	無
20	長野県	5	48	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	15	86	1,600円/時	無
22	静岡県	33	173	1,530円/時	無
23	愛知県	26	120	1,350円/時	無
24	三重県	16	39	1,500円/時	有 (240時間/年)
25	滋賀県	22	121	1,500円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	23	356	1,500円/時	無
27	大阪府	117	472	1,450円/時	有 (1,080時間/年)
28	兵庫県	51	170	1,300円/時	無
29	奈良県	9	54	1,000円/時	無
30	和歌山県	15	132	2,100円/時	有 (240時間/年)
31	鳥取県	20	137	3,000円/時	無
32	島根県	21	127	1,670円/時	無
33	岡山県	13	80	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で
34	広島県	26	248	2,000円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	13	145	1,500円/時	有 (240時間/年)
36	徳島県	11	71	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	11	114	800円/時	有 (144時間/年)
38	愛媛県	11	124	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	11	74	1,670円/時	無
40	福岡県	23	87	1,500円/時	無
41	佐賀県	5	36	4,000円/日	有 (8時間程度/日)
42	長崎県	30	170	4,000円/回 (通訳介助員) 1,000円/回 (移動介助員)	無
43	熊本県	18	45	1,530円/時	無
44	大分県	2	68	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	6	13	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	8	50	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	18	109	1,540円/時	無

987

5804

※千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成28 年度地域生活支援事業費補助金実績報告

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第 29 回試験		都道府県名	第 29 回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	25	6	滋賀県	12	0
青森県	8	0	京都府	27	1
岩手県	2	1	大阪府	61	5
宮城県	9	1	兵庫県	52	2
秋田県	7	0	奈良県	14	3
山形県	0	0	和歌山県	18	1
福島県	18	2	鳥取県	5	2
茨城県	8	0	島根県	10	0
栃木県	8	0	岡山県	10	1
群馬県	12	3	広島県	27	1
埼玉県	82	6	山口県	15	1
千葉県	24	0	徳島県	11	0
東京都	231	19	香川県	11	3
神奈川県	76	4	愛媛県	10	0
新潟県	11	0	高知県	2	0
富山県	1	0	福岡県	33	4
石川県	14	0	佐賀県	7	2
福井県	6	0	長崎県	18	1
山梨県	7	0	熊本県	18	0
長野県	6	2	大分県	11	0
岐阜県	5	0	宮崎県	9	2
静岡県	32	5	鹿児島県	14	2
愛知県	27	3	沖縄県	11	0
三重県	12	2	合計	1,037	85

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕 政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令市名	第29回試験		政令市名	第29回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	8	2	名古屋市	9	0
仙台市	3	1	京都市	15	1
さいたま市	6	1	大阪市	17	0
千葉市	6	0	堺市	8	1
横浜市	42	3	神戸市	18	0
川崎市	7	0	岡山市	5	1
相模原市	2	0	広島市	9	0
新潟市	5	0	北九州市	5	1
静岡市	3	1	福岡市	7	2
浜松市	2	0	熊本市	8	0
			合計	185	14

Net119緊急通報システムの全国導入

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）^{ネットいちいちきゅう}について、全国の消防本部での導入を促進

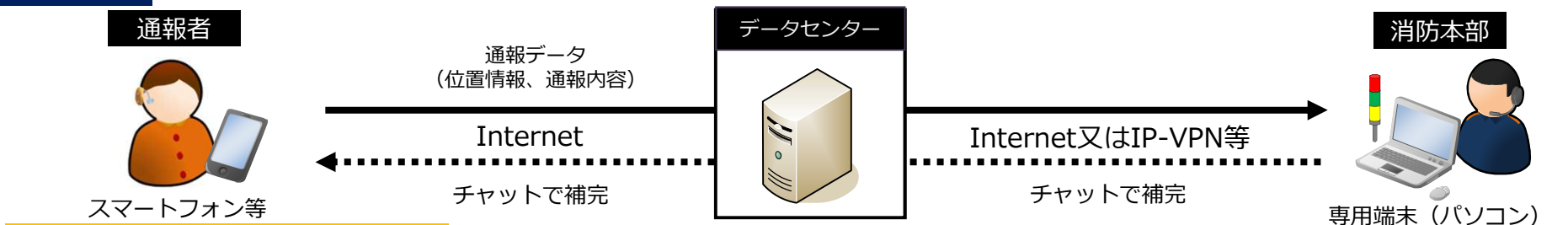
<取組概要>

- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟から消防庁への要望（平成24年12月）等も踏まえながら、消防庁の「119番通報の多様化に関する検討会」において今後全国の消防本部で導入すべきシステムについて検討を行い、平成29年3月にシステムの標準仕様等を取りまとめたもの。
- ・総務省の「情報難民ゼロプロジェクト」の関連施策として位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までを目標として、全国の消防本部における導入※を促進している。

※障害者基本計画（第4次）案においても同様の目標を設定している
（H29.6.1時点で、732本部中134本部（約18%）が導入済）

- ・平成30年度からは、導入・運用に関する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

通報の流れ



利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等保有者（GPSはON）とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

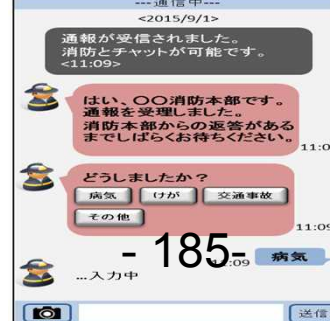
GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報（住所、氏名など）とともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

通報内容（スマートフォン画面）



チャット画面



消防本部の受付画面



Net119緊急通報システムでの通報手順

1. 「火事」か「救急」を選択

2. 場所を指定

3. 通報

戻る ステップ1/3 通報

救急ですか？
火事ですか？



きゅうきゅう
救急

かじ
火事

戻る ステップ2/3 場所・通報

どこにいますか？

じたく
自宅

がいしゅつさき
外出先

よく行く場所:

職場

実家

①「自宅」や「よく行く場所」の場合は、事前登録した住所情報を用いて通報する。

通報(※)

戻る ステップ3/3 場所・通報

位置情報を取得しました
中心点: 東京都千代田区霞が関2-1-2



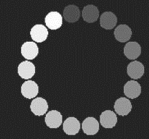
正確な現在位置が分かる場合、地図上でタッチしてください(任意)
住所または目印(自由入力・任意):
霞が関駅のA11出口にいます

決定

②「外出先」の場合は、GPS測位による位置情報を用いて通報する。

通報(※)

通報中です



消防本部の受理待ちです
このままお待ちください

※消防本部が他の通報に対応中である等の理由によりお待ちいただく場合がございます。
※万が一画面を閉じた場合は、消防本部があなたにメールを送信しますので、メールをご確認ください。

H13	第1回「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催
H19	「総理官邸における障害者自立支援の会」を開催 官邸南庭で、障害者施設で働く障害者が日頃の活動を披露し、安倍総理、塩崎官房長官等と直接交流する会を開催。
H20	「障害者アート推進のための懇談会」を開催 文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのものから、障害者の個性や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。
H25	「安倍総理と障害者との集い～共生社会の実現を目指して～」を開催 官邸南庭で、地域において就労や芸術活動に取り組む障害者等と、安倍総理、菅官房長官、田村厚生労働大臣等と直接交流する会を開催
H26	「障害者の芸術活動支援モデル事業」の実施（平成26年度～平成28年度） 「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施
H27	「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の設置 (文化庁と共同開催) 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日に開催
H28	「総理と障害者の集い～能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて～」を開催 官邸南庭で、障害者の作品展示、瑞宝太鼓、石見神楽、車椅子ダンスのパフォーマンスを披露し、安倍総理、塩崎大臣等と直接交流する会を開催。
H29 H30	「障害者芸術文化活動普及支援事業」の実施 「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。

障害者の芸術文化活動に関する予算（平成30年度予算案） 【厚生労働省】

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業 【平成30年度予算案】 212,500千円（平成29年度予算額 202,670千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 都道府県レベル 1/2 ブロックレベル・全国レベル 定額(10/10相当)

2. 障害者芸術・文化祭の開催 【平成30年度予算案】 70,500千円（平成29年度予算額 45,000千円）

〔事業内容等〕

① 障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 【平成30年度予算案】 地域生活支援促進事業（42億円）の内数

〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(障害者芸術・文化祭の開催県を除く。)

〔補助率〕 1/2

障害者芸術文化活動普及支援事業

(平成29年度予算額 202,670千円 → 平成30年度予算案 212,500千円)

概要

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウ及び平成29年度実施の当該事業の成果を全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。
 - (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
 - (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)
- 平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図っている。

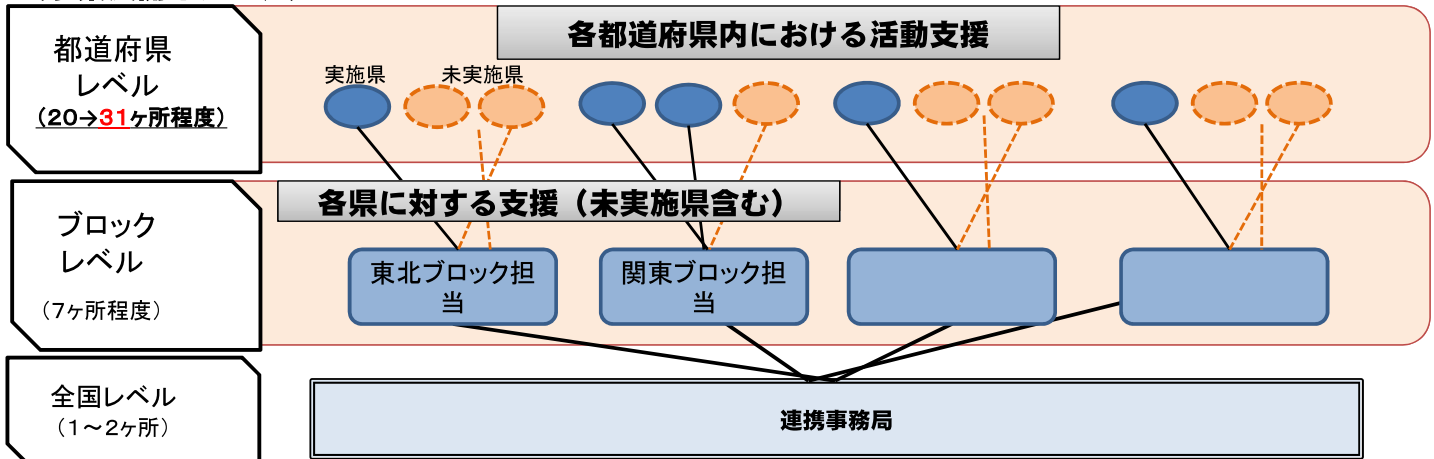
実施主体

- 社会福祉法人、NPO法人、美術館等

補助率

- 都道府県レベル 国：1/2 都道府県：1/2
 ブロックレベル、全国レベル 国：10/10
 ※平成30年度は、実施主体を都道府県にすることを予定。

<事業展開イメージ>



障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

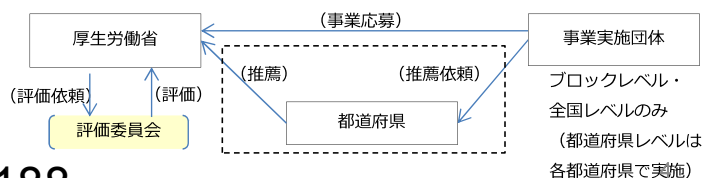
- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。
- 平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

1. 対象事業等

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を行う事業所を支援する「支援拠点」を設置し、次の事業を行う。	各支援拠点をブロック単位で支援する「広域支援拠点」を設置し、次の事業を行う。	各広域支援拠点を横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。
	ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援(支援方法、著作権保護、鑑賞支援等)、支援者の人材育成、ネットワークづくり、展示会の開催等	ア 実施都道府県の支援拠点に対する相談支援、情報提供等	ア 広域支援拠点に対する支援
	イ 事業実施計画や進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会の設置	イ 未実施都道府県の事業所等に対する相談支援等	イ 広域支援拠点間の連絡調整、情報共有、意見交換等の実施
	ウ 芸術作品等を制作する障害者や作品の調査・発掘、専門家による評価や企画展による発信等の実施	ウ 事業所育成、人材育成のためのブロック研修	ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
		エ ブロック内の状況把握、ネットワーク体制の構築	エ 全国の成果報告とりまとめ、発信等
			オ 障害者団体等との連携

2. 実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定



目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
- (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催
- ※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

- 1 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
 <実施内容の例>
 - (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等）
 - (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等）
 - (3) 音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等）
 - (4) 演劇祭
 - (5) 伝統芸能（神楽等）
 - (6) 舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等）
 - (7) 演芸（手話落語等）
 - (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム
 - (9) 映画（バリアフリー映画上映）等
- 2 開催県におけるコーディネーターの配置
 開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月9日～11日）	第21回(H33)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年9月1日～11月30日）	
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月6日～11月25日）	
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県	
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県	

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会の開催

- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。
- ◆ 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に開催。

構成員

- ◆ 今中 博之 社会福祉法人素王会理事長
アトリエインカーブクリエイティブディレクター
- ◆ 上野 密 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事
- ◆ 岡部 太郎 一般財団法人たんぼぼの家常務理事
- ◆ 小林 真司 鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
- ◆ 重光 豊 特定非営利法人障害者芸術推進研究機構天才アートミュージアム副理事長
京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
- ◆ 柴田 英紀 公益社団法人全国公立文化施設協会事務局参与
出雲市芸術文化振興アドバイザー
- ◆ 鈴木 京子 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業プロデューサー
- ◆ 田中正博 全国手をつなぐ育成会連合会統括
- ◆ 田端 一恵 社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～法人本部企画事業部総括
- ◆ 野沢 和弘 毎日新聞論説委員
- ◆ 日比野 克彦 東京芸術大学美術学部教授
- ◆ 保坂 健二郎 独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員
- ◎ 本郷 寛 東京芸術大学美術学部教授

「◎」は座長

（敬称略・50音順）

オブザーバー

- ◆ 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局
- ◆ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
- ◆ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
- ◆ 外務省（大臣官房文化交流・海外広報課）
- ◆ 独立行政法人国際交流基金
- ◆ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ◆ 関係自治体 等

Big-iとは?

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、全国の障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、建設されました。



ビッグ・アイ は、三つの基本理念に基づき、四つの機能を活用して、四つの事業を展開します。



三つの基本理念

1. 障がい者が主役
2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加の促進
3. 多くの人に親しまれる施設



四つの機能



◎多目的ホール



◎研修室



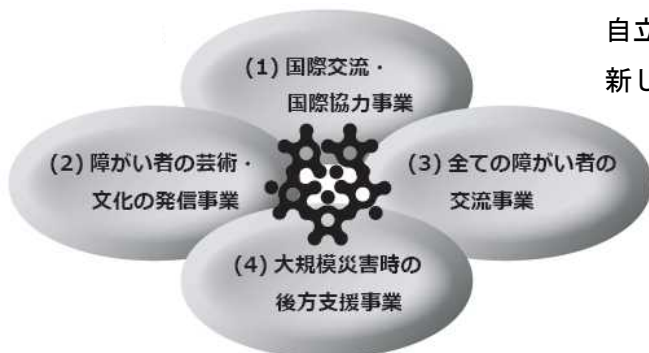
◎宿泊室



◎レストラン



四つの事業



自立、参加、そして交流

新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence : 自立

Information : 情報

Intercommunication : 交流

International : 国際的



完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座 など
5) 情報発信	・WEB への情報発信、提供 など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・職場体験 など



国際障害者交流センター

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1

TEL : 072-290-0962 FAX : 072-290-0972

e-mail : info@big-i.jp http://www.big-i.jp

平成29年度国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の実施事業

平成29年度に実施した事業の一覧です。30年度の事業は随時、ホームページで公開します。
視察としてご鑑賞・ご見学をご希望の方は、ビッグ・アイまでご連絡をお願いします。

<https://www.big-i.jp/>

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	ビッグ・アイ アートプロジェクト 巡回展「共振×響心」	2017年4月29日 ～5月7日	東京・渋谷 東急文化村	国内外の障がいのある人を対象にしたアート作品を公募し、美術専門家などによって選ばれた50作品を3カ所で巡回展を実施。
		2017年5月 10日～15日	神奈川・横浜 横浜ラポール	
2	ビッグ・アイ アートプロジェクト アートキャンプ	2017年8月 12日・13日	ビッグ・アイ 研修室他	障がいの有無や種別、年齢に関らず、多様な人が集まり一つのアート作品を2日間で創作するワークショップ。ワークショップ期間中には、アート創作以外に交流会やリクレーションなどいろんなプログラムを通じて交流を深めていく宿泊型ワークショップ。
3	災害時の要援護者支援人材育成事業 ①②災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座 ③災害時要配慮者支援ボランティアリーダー養成講座	① 2018年2月1日 ② 2018年2月6日 ③ 2018年2月19日・20日	② 大阪:ビッグ・アイ ②横浜:横浜ラポール ③大阪:ビッグ・アイ	①②視覚障がい者・聴覚障がい者の特性に特化した災害時支援リーダー養成及び平時の防災・減災活動のあり方を学ぶ講座を開催した。 ③平時の防災活動や支援体制づくりを目的として、障がい当事者・支援者の講義とワークショップによる防災・減災講座を開催した。
4	知的・発達障がい児者のための 劇場体験プログラム	2017年9月 9日・10月21日 ・11月11日	ビッグ・アイ 多目的ホール	様々な理由で近隣の劇場で鑑賞のできない知的・発達障がい児(者)が劇場の「しくみ」や公演中のおこる「出来事」について鑑賞体験を通じて鑑賞マナーやルールを学べる体験型の公演。映画・音楽・演劇とジャンルの違う内容で3回実施した。
5	ビッグ・アイ アート フェスティバル	2017年11月 26日	ビッグ・アイ 多目的ホール他 (全館)	障がいのある人、ない人が共に表現者として、参加者として多様な芸術文化に触れ、感動を分かち合える総合芸術祭。多様な障がいに対応した鑑賞サポートや舞台サポートを実施した。



国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
TEL 072-290-0962
FAX 072-290-0972
E-Mail info@big-i.jp

普及啓発の推進

厚生労働省では、ステッカー、リーフレット（一般用、医療機関向け用）ポスターを作成し、自治体等を通じて配布している。

リーフレット
（一般向け）



リーフレット
（医療機関向け）



ステッカー



ポスター



政府インターネットテレビで、補助犬の理解促進のための番組を掲載（平成28年8月18日）

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！
～障害のある方のパートナー もっと理解しよう！ ほじょ犬のこと」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

- 目的 日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。
- 内容 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月2日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月7日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成26年度	9月28日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月6日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	10月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
	10月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月5日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
	3月29日	ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛(立川市)
	12月9日	阪急うめだ本店(大阪市)
	3月3日	エミフルMASAKI(松山市)



イベントの様子

認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

■ 認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店] 750店(平成30年2月現在)

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php>

■ 認定補聴器技能者

補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」として認定している。

[認定補聴器技能者試験合格者数(累計)] 4,011名(平成30年2月末現在)

[認定補聴器技能者登録者数] 3,479名(平成30年2月末現在)

<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml>

事業目的

(平成29年度予算額 161,933千円 → 平成30年度予算案 150,143千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器や技術の開発は、マーケットが小さい、経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進んでいない状況にある。そこで、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業
- (3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業【新規】

実施主体

民間団体 ((1)は、民間団体が開発企業等を公募して開発費を助成)

補助率

(1)は2/3(大企業は1/2)、(2)・(3)は定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

シーズとニーズのマッチング

開発 ~ 試作 ~ 実証実験 ~ 製品化

製品の普及

ユーザー・支援者
(ニーズ)

開発・研究者
(シーズ)



障害者、家族
事業所職員等

支援機器に関する
ニーズ、生活におけ
る困りごと等を開発
側に伝える。



開発企業、研究者
等

障害当事者との意
見交換にてニーズを
把握、開発の着想を
得る。

(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

ニーズを的確に捉えた
支援機器の開発着手



モニター評価

実用的製品化

普及

障害者自立支援機器
導入好事例普及事業

・機器導入好事例の表彰
・開発機器の全国広報
など



(1) 実用的製品化開発に要する費用の助成
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業 (新規事業)

シーズ・ニーズマッチング交流会2017」の開催

【大阪開催】

開催期間：平成29年12月19日(火)・20日(水)10:00~16:00
 開催場所：OMM(大阪マーチャントダイズマート)2階Aホール
 出展参加：64企業・団体
 特別企画：「就労場面における自立支援機器を考えるシンポジウム」(シンポジウムの様子)
 来場者数：307人

(交流の様子)



【福岡開催】

開催期間：平成30年1月16日(火)・17日(水)10:00~16:00
 開催場所：福岡ファッションビル8階Aホール
 出展参加：52企業・団体
 特別企画：「就労場面における自立支援機器を考えるシンポジウム」(シンポジウムの様子)
 来場者数：134人

(交流の様子)



【東京開催】

開催期間：平成30年2月20日(火)・21日(水)10:00~16:00
 開催場所：TOC有明コンベンションホール
 出展参加：92企業・団体
 特別企画：「採択企業 成果報告会」
 来場者数：385人

(交流の様子)



(成果報告会の様子)



シーズ・ニーズマッチング交流会2017」参加者の感想

【一般来場者の声】

導入できるかは別として、今、不満がある点を改善してくれるものが多かった。	障害当事者
現物を見せてくれて、説明もわかりやすかった。	障害当事者
現在できる内容、今後の見通しを知ることができた。色々なものを一斉にみる事ができた。	当事者家族
新しい技術を活用した福祉機器についての情報が得られた。	一般企業
相談しやすい会場・環境・雰囲気でした。	研究開発機関・団体
様々なニーズに対応した機器が多数展示がされており、勉強になった。	行政

【出展者の声】

認知度の低い失語症を実感し、企業の関心も薄く失望もあったが、交流会では、どうすればお役に立てるかとの質問も頂戴し、うれしく思った。他の障害団体との交流もできてよかった。	障害団体
開発中の製品やこれから開発する要素について、他では伺えない様々なコアなニーズを聞くことができ、製品開発に活かすことができた。	開発企業
異業種の異なる切り口の改善提案があり、ヒントを得た。	開発企業
エンドユーザーのニーズの収集、自治体で行っている取組や制度についての情報収集ができた。	開発企業
脳性麻痺の方がいらして、ご本人のニーズと研究内容とが良く合致しました。	研究開発機関

来場者アンケート【来年も参加したいですか？】

No.	選択肢	回答数	割合
1	是非参加したい	102	32.6%
2	参加したい	145	46.3%
3	どちらとも言えない	62	19.8%
4	参加したくない	3	1.0%
5	全く参加したくない	1	0.3%

n=313
78.9%

